

平成13年 第1回沼田町議会定例会 会議録 (1日目)

平成13年 3月 8日 (木)

午前10時02分 開 会

1. 出席議員

議 長	4 番	吉 田 好 宏	議 員	1 番	久 保 寛	議 員
	2 番	野 道 夫	議 員	3 番	室 田 俊 朗	議 員
	5 番	中 村 進	議 員	6 番	山 田 英 次	議 員
	7 番	橋 場 守	議 員	8 番	大 沼 恒 雄	議 員
	9 番	横 山 忠 男	議 員	10 番	山 木 一 男	議 員
11 番	谷 口 清 治	議 員	12 番	吉 田 俊 一	議 員	
13 番	絵 内 勝 己	議 員	14 番	杉 本 邦 雄	議 員	

2. 欠席議員 な し

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	西 田 篤 正 君	監査委員	岩 寺 一 之 君
教育委員会 委 員 長	山 本 秀 雄 君	農業委員会 会 長	小 西 義 光 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	市 橋 忠 晴 君	収 入 役	藤 間 武 君
総務課長	平 木 昭 良 君	地域振興課長	松 田 剛 君
財政課長	辻 山 典 哉 君	農業振興課長	矢 野 潔 君
住民生活課長	辻 広 治 君	健康福祉課長	中 村 幸 雄 君
建設課長	野々宮 宏 君	和風園園長	半 田 昭 雄 君
旭寿園園長	野 原 耕 次 君		

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	篠 田 繁 彦 君	次 長	江 田 哲 郎 君
-----	-----------	-----	-----------

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢 野 潔) 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	金 子 幸 保 君	議事係長	浅 野 信 行 君
------	-----------	------	-----------

8. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長諸般報告
	総務民教常任委員会所管事務調査報告
	産業建設常任委員会決算審査報告
	沼田高校間口対策特別委員会調査報告
	町長の一般行政執行方針並びに教育長の教育行政執行方針
	一般質問
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて
議案第2号	平成13年度沼田町一般会計予算について
議案第3号	平成13年度沼田町養護老人ホーム特別会計予算について
議案第4号	平成13年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計予算について
議案第5号	平成13年度沼田町国民健康保険特別会計予算について
議案第6号	平成13年度沼田町介護保険特別会計予算について
議案第7号	平成13年度沼田町老人保健特別会計予算について
議案第8号	平成13年度沼田町公共下水道特別会計予算について
議案第9号	平成13年度沼田町水道事業会計予算について
議案第10号	沼田町情報公開条例について
議案第11号	沼田町個人情報保護条例について
議案第12号	職員の再任用に関する条例について
議案第13号	沼田町表彰条例について
議案第14号	沼田町農地流動化基金条例について
議案第15号	沼田町福祉住宅設置条例について
議案第16号	沼田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例について
議案第17号	沼田町排水路管理条例について

議案第 18 号	中央省庁等改革関連法の制定に伴う関連条例の整備に関する条例について
議案第19号	町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第20号	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第21号	職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例について
議案第22号	沼田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第23号	町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第24号	公告式条例の一部を改正する条例について
議案第25号	沼田町ふるさと定住促進条例の一部を改正する条例について
議案第26号	沼田町公営住宅条例の一部を改正する条例について
議案第27号	沼田町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
議案第28号	沼田町乳幼児医療費の助成に関する条例について
議案第29号	沼田町重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
議案第30号	沼田町介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第31号	沼田町水道事業条例の一部を改正する条例について
議案第32号	沼田町公共下水道条例の一部を改正する条例について
議案第33号	沼田町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例について
議案第34号	沼田町簡易給水条例の一部を改正する条例について
議案第35号	沼田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第36号	沼田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
議案第37号	平成12年度沼田町一般会計補正予算について
議案第38号	平成12年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第39号	平成12年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第40号	平成12年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
議案第41号	平成12年度沼田町介護保険特別会計補正予算について
議案第42号	平成12年度沼田町老人保健特別会計補正予算について

- 議案第43号 平成12年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について
- 議案第44号 平成12年度沼田町水道事業会計補正予算について
- 議案第45号 第4次沼田町総合計画について
- 同意第1号 固定資産税評価審査委員会委員の選任について
- 発議第1号 沼田町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 意見案第1号 緊急雇用特別交付金の継続と改善に関する要望意見書（案）について
- 意見案第2号 特別間伐事業の創設を求める意見書（案）について
- 意見案第3号 輸入野菜への一般セーフガード発動などに関する意見書（案）について
- 決議案第1号 豪雪地帯対策特別措置法第14条、15条の期限切れの対応に係る決議（案）について
- 閉会中の所管事務調査の申し出について
（総務福祉常任委員会・産建民教常任委員会）
- 議員の派遣について

(開 会 宣 言)

○議長（吉田好宏議長）これより本日をもって招集されました、平成13年第1回沼田町議会定例会を開会致します。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番山田議員、11番谷口議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（吉田好宏議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。野委員長。

(野委員長 登壇)

○委員長（野委員長）平成13年第1回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を報告申し上げます。

去る3月5日、午後1時から全委員と正副議長出席のもと開催し、助役・事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところであります。これによりますと、本定例会に提出される案件として諸般報告1件、委員長報告3件、一般質問、町長6人14件、教育長4人で6件の計20件、平成13年度予算8件、平成12年度補正予算、専決処分も含めまして9件、一般議案28件、人事案件1件、追加予定のもの1件、また議長に提出されました請願書、陳情書、意見書等4件の内2件につきましては採択すべきものとして取り扱うことで意見の一致をみたところであります。

以上、付議事件全般について審議しました結果、本定例会の会期としては本日8日木曜日から16日金曜日までの9日間とすることで意見の一致をみております。

以上、申し上げ、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（吉田好宏議長）お諮り致します。本定例会の会期は委員長報告の通り、本日から16日までの9日間に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から16日までの9日間と決しました。

(議長の諸般報告)

○議長（吉田好宏議長） 日程第3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査結果報告書を提出しましたので、ご覧願います。

10時07分 橋場議員 退室

10時08分 橋場議員 入室

(所管事務調査報告)

○議長（吉田好宏議長） 日程第4、総務民教常任委員会所管事務調査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。委員長。

(山木委員長 登壇)

○委員長（山木一男委員長） それでは総務民教常任委員会の所管事務調査の報告を行います。本委員会は、申し出た案件について調査を終了したので、その結果を次のとおり会議規則第77条の規定により報告する。

(以下、調査報告朗読)

○議長（吉田好宏議長） 委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これにて本報告は終了致しました。

○議長（吉田好宏議長） 日程第5、産業建設常任委員会所管事務調査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。委員長。

(中村委員長 登壇)

○委員長（中村進委員長） 産業建設常任委員会所管事務調査報告。本委員会は、申し出た案件について調査を終了したので、その結果を次のとおり会議規則第77条の規定により報告する。

(以下、調査報告朗読)

○議長（吉田好宏議長） 委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。7番。

○7番（橋場 守議員） 内容ではなくて、字句の問題なんですけども、この中に健康食品という言葉が文章二つ入っているんです。本文の中で、上から11行目の「安心、安全な日本古来の食文化が健康食品として見直されつつある。」と書いてあるのです。それから、①、②の②の方のところに、「古来の食文化、健康食品」ここの食品はいいんですけど、11行目の食品というのはいらなのではと、食文化が健康

食として見直されているというのが一般的ではないのかなと思うのですがどうでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）委員長。

○委員長（中村進委員長）考え方としては、それぞれ取り方がありますので、我々としてはこれでいいかなと思って書かせていただきました。

○議長（吉田好宏議長）ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これにて本報告は終了致しました。

○議長（吉田好宏議長） 日程第6、沼田高校間口対策特別委員会に付託中の、沼田高校間口対策に関する調査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。委員長。

（久保委員長 登壇）

○委員長（久保 寛委員長）議案に綴っておりませんで、机の上に本日配布させて頂きました。遅れまして申し訳ありません。ご覧頂きたいと思います。沼田高校間口対策特別委員会調査報告。平成11年第3回沼田町議会定例会において、本委員会に付託された案件について調査を終了致しましたので、その結果を次のとおり会議規則第77条の規定により報告致します。

（以下、調査報告朗読）

○議長（吉田好宏議長） 委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。7番。

○7番（橋場 守議員）沼高だよりの町民の全戸配付というのが、委員長の報告にあったので委員長からこうやって報告されると、これには町から助成があるのかどうか、もしあるのだとすれば、沼高だけで生徒会か何かで出すとすれば予算の関係あるから大変だろうと思うのですが、沼高だより見てると非常に字が小さいんですよ。それで、お前達高齢者には用事無いと言われればしょうがないのですが、高齢者には孫もいるので、沼高と係りがあると思うのですが、あるいは大きく、もし町が助成しているのでしたら、もっと大きな字で編集させるようお願いをしたらどうですかと思うのですが。

○議長（吉田好宏議長）委員長。

○委員長（久保 寛委員長）1点目の、町の助成は議員ご承知のように、町の予算で見た範囲内で助成をしている事と思います。

2点目の活字の大小については、機械が非常に古い機械のように聞いておりまして、また、高速印刷のように～～～さない機械であるというような事で、このこと

は教育長にお話頂ければよろしいんですけども、非常に教育長のご配慮がありまして、全戸配付に向けて昨年からはまったという現状でございます。よろしいですか。わかりますか。

○7番（橋場 守議員）分かりますけど、大きくして下さい。

○議長（吉田好宏議長）補足で教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）今、久保委員長の方から高速の機械ということですけども、新たに2台入れて対応することに致しております。

○議長（吉田好宏議長）はい、他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これにて、本報告は終了致しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第7、町長の一般行政執行方針並びに教育長の教育行政執行方針を議題と致します。始めに町長。

（西田篤正町長 登壇）

○町長（西田篤正町長）平成13年第1回定例会を召集申し上げましたところ、時節柄何かとご多忙のところにも係らず、全議員の皆さん方のご出席を賜りました事を心から厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。平成13年3月の定例会にあたりまして、本年度の町政の執行方針を申し上げたいというふうに思います。

（以下、平成13年度町政執行方針を朗読）

○議長（吉田好宏議長）次に、教育長。

（篠田繁彦教育長 登壇）

○教育長（篠田繁彦教育長）教育行政執行方針を申し上げます。

（以下、平成13年度教育行政執行方針を朗読）

○議長（吉田好宏議長）以上で、行政執行方針を終わります。ここで、休憩致します。

11時34分 休憩

14時04分 再会

（議事日程の順序変更）

○議長（吉田好宏議長）再会致します。ここで、議事日程の変更についてお諮り致します。この際、日程の順序を変更し、日程第10、議案第2号。平成13年度沼田町一般会計予算について以下を先に審議したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、議事日程の順序は変更する事に決しました。

（議案の一括審議）

○議長（吉田好宏議長）ここで、議案の一括審議について、お諮りいたします。この際、日程第10、議案第2号、平成13年度沼田町一般会計予算についてから、日程17、議案第9号、平成13年度沼田町水道事業会計予算についてまで予算8件。

日程第18、議案第10号。沼田町情報公開条例についてから、日程第38、議案第30号。沼田町介護保険条例の一部を改正する条例についてまで、並びに日程第43、議案第35号。沼田町簡易給水条例の一部を改正する条例について、日程第44、議案第36号。沼田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について及び、日程第53、議案第45号。第4次沼田町総合計画についてまで、条例改正等、24件一括して議題に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第10、議案第2号、平成13年度沼田町一般会計予算についてから、日程17、議案第9号、平成13年度沼田町水道事業会計予算についてまで予算8件。

日程第18、議案第10号。沼田町情報公開条例についてから、日程第38、議案第30号。沼田町介護保険条例の一部を改正する条例についてまで、並びに日程第43、議案第35号。沼田町簡易給水条例の一部を改正する条例について、日程第44、議案第36号。沼田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について及び、日程第53、議案第45号。第4次沼田町総合計画についてまで、条例改正等、24件を一括して議題と致します。

お諮り致します。この際、議案の朗読を省略し、議員全員による予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、議員全員による予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。お諮り致します。ただいま設置されました、予算等審査特別委員会の正副委員長につきましては、委員会条例第8条第2項の規定にかかわらず、議長より指名する事に致したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、正副委員長につきましては、議長から指名することに決定致しました。それでは、議長から指名致します。

委員長に、久保 寛君、副委員長には、室田俊朗君を指名致します。お諮り致します。只今、指名致しましたとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、予算等審査特別委員会の正副委員長は、ただいま指名致しましたとおり決定を致しました。

（一 般 質 問）

○議長（吉田好宏議長）日程第8、一般質問を行います。始めに町長に対して、通告順に順次発言を許します。14番、杉本議員、中山間地域等直接支払制度について質問してください。

○14番（杉本議員）はい、14番杉本です。日頃農業支援につきましては他町村に先駆けて多大なるご支援を頂いていると、こんなことで感謝を申し上げたいと思います。

さて中山間地域、等と書いてあるところがくせ者であります。直接支払制度について、このようなことで執行方針のなかにも町長さんの午前中の、挨拶の中にありましたけども「国際競争力をつけるため」と、こういうような方針がきちっとたわれております。そういった中で沼田は空知のなかでも必ずしも条件が良いといえる地帯でないかというふうな感じを受けてございます。恐らく平場に比べて1億円程度の生産においても、或いはコストの面でも負担をかけながら生産者が頑張っていると、そういうどちらかという条件が不利であるという地帯でないかというふうに考えております。

そういった意味で条件不利地帯の農業を守るための制度としてスタートしているこの制度について、色々と3つ程あるようでありますけれども、1つだけは取り上げてございます。そういった中であとの2つについての選択肢があると考えております。そういった意味で道特認の認定についてどのように考えておられるか。更にこの認定を受けるということを前提にして3点ほど質問でありますけれども、もし認定を受けるということであれば事業の基本的な考え方、当該面積、事業内容の素案、これらを簡単にお知らせ願いたいと思います。

更に既に実施している急傾斜との整合性、これらについてはどう考えておられるか。更にこの後が大事でありますけれども協議会の立ち上げ、或いは集落協定締結の時期や予算化、こんな事についてお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） はい、町長。

○町長（西田篤正町長） ご質問の中山間地域等の直接支払制度につきましては、

既にご質問のなかで3点ほどといっておられますけども、1点目の急傾斜地帯ということで既に沼田町では取り組みをさせて頂くということで議会の承認も頂いているところでもありますけども、問題は非常に全国的に事業消化が少ないということで、いま杉本議員がおっしゃるように特認といいます、道の特認事項という新たなものが加わってきたということに対する町としての対応ということのご質問だというふうに受け止めておりますけども、事業の基本的な考え方というのはもうご質問の通告の中にありますように条件不利地帯の農業をどうやって守るかということの基本的な考え方がありますから、これについては省略させて頂きますけども、今のところは従来やっておりました急傾斜の12年度から実施をするというふうに承認を頂いている分につきましては、農家戸数につきましては現在のところ、これは確定ではありませんけども一応25戸という予定をさせて頂いているところでもあります。

交付単価につきましてはこれは予算のときに説明しているかと思いますがけれども21,000円、国が2分の1、道が4分の1、町が4分の1ということで町も5,250円の反当たりのあれを持たなきゃならないということになっておりまして、12年度25戸で推移するとすれば1,260万円の交付金額になる、60ha、全体面積ですね、対象面積が60haということですから1,260万円ということで概算の請求、計算をさせて頂いておりますけども、この分については予算になかでもご説明しておりますように測量費につきましても今のところ約200万円ぐらい、1,995千円といっておりますけどもその実施測量費の費用、それから町が持つべき4分の1の315万円、これにつきましても町が持つということで事業を推進しようという考え方でございましたけども、今ご質問のその他に2つが加わったと、要するに20mのいくところで1mの急傾斜ということが今のいった条件のところでもありますけども、それが100mで1mの緩傾斜という条件が入ってまいりまして、その2つ目は高齢化に次ぐ30%以上、或いは耕作の放棄率が畑で、水田で5%以上という条件がありますが、これは沼田では該当しない条件でありますので説明を省略させて頂きたいと思いますが、問題はその3番目の緩傾斜、13年度から私どもが対象としようと考えておりますこの部分でありますけども、これについては非常にその拡大解釈がなされている、しかも説明会、或いは支庁・道からのその正式な通知がないなかでそういうものが進められているということもありまして、非常に担当の課としてもその実態をつかむのにだいぶ時間がかかったようでもありますけども、すべて整理をさせて頂きまして、実は3月の6日に農協の組合長さん、それから改良区の理事長さんにお集まりを頂いて、町としての考え方をご説明申し上げたところでもありますけども、町としては今お話しのようにそれぞれやっぱり単費で農業振興の予算を計上して農業振興を図っておりますけども、それに加えてこの第3のその関係者の部分を取り組むとすれば非常に財源的に厳しい、これはおわかり頂

けるかと思いますが、単年度、今のところ 120 戸の対象戸数で 1,500 h a といいますから約沼田の半分ぐらいの面積が対象になる。そうしまして交付金、交付する単価は 8,000 円ですけれども、全体をあれしますと 12,000 千円の金額になるという。

その内の町が 30,000 千円単独で持たなきゃならない。申し上げました第 1 の部分につきましては、これは国が言うのですから丸々信用する訳にはいかないんですけども、その内の町の負担分については普通交付税と特別交付税で 100% 参入されますという謳い方をしている部分です。

これは申し上げましたように町もそれぐらいならやむを得ないだろうということで予算を議決頂いたところでもありますから、それは 12 年度から実施する方針は変わりませんが、いま申し上げました 3 番目については交付税、或いは特別交付税の参入は全く見込めないというふうになりますと、申し上げました全額が町の単費で負担をしてかなきゃならない。

そうしますと、結論的に言いますと私どもとしてはその 30,000 千円の一般財源を、更に上積みをかけて農業を支援するだけの町の財政能力はないというふうに私どもは判断をさせて頂いております。

従いましてここが問題の所なんでありますけれども、この当初農業振興の方で弾いておりました、これによする測量費が約 70,000 千円というふうに私、当初は聞いておりました。それがいろんな条件、例えば東部、西部についてはデーターのフロッピーがその道から借りられるというような条件も新たに加わったりした結果、西部地区だけ航空写真を撮らなきゃならない、これが約 20,000 千円やっぱりかかるだろう。その 20,000 千円についてはさっき申し上げましたように、町の単費で持たなきゃならないという条件であります。

そういう中で、先程申し上げました単年度 30,000 千円の町丸まるの持ち出しを、どうしたら良いかという事なんでありますけれども、申し上げました 3 月 6 日の組合長、理事長さんの懇談会といいますか会合といいますか、その場所でこれらについてはそれぞれ受益を受ける農家の皆さん方から町の農業振興基金、そこに入れるかどうか確定はしておりませんが、農業の総合対策費として町に納入をいただくという条件のもとであれば、この事業が実施することが可能だという説明をさせて頂きました。両組合長さん、それから理事長さんは、これはやむを得ないのかというようなお話を頂きまして、日程から先に申し上げますと 3 月 23 日これから沼田町の水田農業推進協議会というのがありますけれども、そのところにお諮りを致しましてそれぞれの農家の皆さん方に理解を頂きたいと、そんなふうな考え方でおります。

その中でその農業者自体が手に取るというのは、その規定のなかでは 4 千円というふうになっておりますけれども、半分ですね、2 分の 1、4 千円というふうになっ

ておりますけれども、私どもとしてはその 20,000 千円というものがありますので、初年度については 13 年度でありますけれども、初年度につきましてはこの 20,000 千円の測量費も農家の皆さん方に負担を頂きたい。従って概算ですけれども約 2,667 円ぐらいの手元に農家の皆さんのところにいくような措置をさせていただけないか、そういうお話をさせて頂きましたのと、いま私どもが単費で農業の総合対策費としてやっておりますのが約 30,000 千円あるわけでございます。

その費用というか、その事業についてこの直接払いの、要するにその共同取得分という取り組み分というのがあるんですけれども、その取り組み分についての事業として認められるかどうかというのを、道に対しての照会をさせて頂きましたところ、沼田町のやっている事業についてはほぼ、認められるという回答がきましたので、私どものとしてはその 30,000 千円についての今申し上げました、支出はする代わりにその分は総合対策費として戻していただきたいということを農家の皆さん方に理解をいただきたい。そんなふうに思っております。

初年度は、いま申し上げましたその測量費の分がありますので 20,000 千円はこっちに入りますが、その翌年度から、14 年度からについては個人当たり 4 千円ずつの、反当たりのそれはいくことになります。最高限度 1,000 千円ということでありましても、そういうようなことで進めていきたいというふうに思っております。それとご承知だと思いますけれども豊作放棄の、放棄地の防止ですとか、水路ですとか農道の管理ですとか、そういう多面的な機能を保つために必修項目というのがあるんですけれども、どうしてもそれは地域でやりなさいという項目があるんですが、それらについては 20,000 千円程度を〜〜〜してそれをやりましょう。これは改良区とまだ十分協議しなきゃなりませんけれども、申し上げました 8 千円の内 4 千円は初年度は別にしまして 2 年度目からは正規の 4 千円は農家の皆さんにお渡ししましょうと、それから残りの 4 千円の内 2 千円分については、内の共同でその必修の項目の部分と、それからこれは今言った多面的機能を維持するためのそれぞれの地域でやる部分でありますけれども、それと町のその 1 年間でいいますと 30,000 千円の部分の総合対策費としての受入れ、そういうものをやりながら農家の皆さん方にできるだけ利便を図っていきたいという事が私どもの案として説明をさせていただいたわけであります。

申し上げましたように、これから遊休の農地なんかが出る可能性があるということに対する手当てでありますから、そういうものを十分活用しながら地域のそういうものに取り組んでいきたいというふうに思いますし、私どもとしても全く農業に対して上積みをしたくないという考え方ではなくて、そういうその物事をやりながら将来にわたって何かその共同で取り組む部分というのが出てくれば当然その部分に対しても農協、或いは改良区と相談をさせていただきながら、そういう新たな取

り組みもまたさせて頂きたいというふうに思っております。当面はそういう財源的な手当の問題ですとか、すぐ共同で取り組むという部分が今ありませんので、そういう部分についてのその十分な協議をしながら将来、悔いの残らない共同事業といえますか、そういうものを十分論議を重ねながら、その中で対応していきたいと思っているところであります。

申しあげました交付単価については、10a当たりの単価でありまして、そういうそれぞれの条件がありまして申しあげました戸数にすると25戸で、急傾斜にすると25戸で65ha、緩傾斜地については120戸の1,500ha、そういうような事々々のご理解頂きたいというふうに思います。

それから協議会の立ち上げと、集落の協定締結の時期の予算というふうにありますけれども、これはやっぱりあくまでも3月の23日に水田農業推進協議会を開きまして、そこで私どもの考え方が理解をいただければ次の手段としてそれぞれの土地改良区、或いは農協と協議をしながら早い時期に取り組みをしなきゃなりませんので、航空写真の手立てもしなきゃなりませんから、おそらく4月の、4月中には臨時会を開いてこれらの取り組みの予算の補正をしなければ間に合わなくなってしまうんでないかというふうに思いますので、時期的にはそういうものを睨みながらそれぞれの締結、集落の協定だとかそういうものを進めていきたいというふうに思いますのでご理解を頂きたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長） はい、14番。

○14番（杉本議員） - 再 - 前向きに取り組んでいただけるという答弁で非常にありがたいというふうに考えております。ただ、ちょっと町長さんの読み間違いのかと思いますけれども総体事業料は1億2千万円でないかというふうに考えますが、先程何か1千200万円というような話でしたけれども、それは1億2千万円かというふうの思います。

そんなことで町の持ち出し30,000千円、これは今出しているそれぞれの事業の他に足しまえすると、これについては私どもも十分理解できるかなと考えております。

但し、現在のところ特別交付金なり普通交付金の加算については見込みがないということではありますが、もしかその努力されて加算されたとき、こういった時にはそれらのことも、十分今後考えていただけるかどうかと、それが1点であります。

それから、例えば本来であれば40,000千円ということではありますが、地図作成というようなことで20,000千円がかかりますと。これらについてもできれば4年に分けてやってもらう方法が地域の方の理解も得やすいし、更に一時にお金が少なかった〜〜〜ということになりますと、農家の方も税対策等の関連もございます。

そういったことで平均にももらえるということが税対策上もやりやすいのかと、こんな感じもいたします。非常に大きな何億という数字であれば大変であります、

一時だけ 20,000 千円を 4 年間にこの振り分けて徴収するといえますか、その部分を当てると、そんな方法がいいのでないかというと思いますがその辺の考え方、お願いしたいと思います。

それともう一つは既に実施している急傾斜。この部分の 25 戸の 60 ha ですか。これらは私ちょっと引っ掛かるのでありますが、地域が一体となって取り組むというところにこの道特認があるわけですが、これが分離されることになるちょっと受け止め方が、道の受け止め方がどうなるか。その辺がどういうふうに把握されているかお伺いしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） はい、町長。

○町長（西田篤正町長） いまご指摘の財源の見通しがたてばということでありますけども、これはもちろん財源が交付税の手当てですとか、そういうものが十分可能であればそういう対応をしていきたいと思えますけども、いろんな他のことで答弁しているときに申し上げましたように普通交付税に参入されたといわれましても、参入したというやつを全部足すともらっている金額が全然足りないんです。

ですから、それは財政課長のほうとよく、その財源の部分の手当が十分将来にわたって大丈夫かどうか。これは 5 年間といってますけども、恐らくもっと続く見通しではないかと思うんです。そうすると、「今その部分はいいですよ。だけどその後は駄目ですよ。」ということにはなりませんので、その辺はまたよく議会とも論議しながら検討させていただきたいというふうに思います。

それから先程申し上げました 20,000 千円の地図の関係につきましては、これは今担当のほうに聞きますと担当のほうも非常に努力をいただいて、とにかく農家の皆さんの負担が少なくなるようにということで、他の事業に乗っからないとかいろんな工夫をして今折衝をしております。ですから、そういうものに乗れば当然この分はなくなりますので、それは当然皆さん方の方にお金がいくということになりますから、そんなことでご理解を頂きたいというふうに思います。

それから、先程言われました 1 千 2 0 0 万円というのは 1 億 2 千万円の間違いでありますので訂正をいただきたいと思います。

それと先に実施した、急傾斜と緩傾斜の部分で 12、13 という～～、これはちょっと説明不足でしたけども 12 年度分については 13 年のそのまま持ち越すことになってまして、その中でこう全体でやるということになりますから、その辺についての問題はないかというふうに思いますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） よろしいですか、はい。

○7 番（橋場議員） 議長。議事進行について。

○議長（吉田好宏議長） はい。7 番。

○7 番（橋場議員） 議会の方からの申し入れで、何でもかんでも町長が答弁する

ようになったのかと思うのですけれども、今みたいな状態の問題で担当課長が説明したほうが、よく分かりやすい部分だってあると思うんです。そういうあたりやっぱ何でもかんでも町長にといたら大変な負担になると思うんです。やはり良く熟知している担当課長にもやっぱり答えてもらうようにこれからしたらどうでしょうかね。

14時29分 大沼議員 退室

○議長（吉田好宏議長） はい。その点の一つ議長として臨機応変にやらせてもらいます。次に14番、農業振興室長の課長兼任についてを質問してください。

○14番（杉本議員） 続いて農業問題もう1点、伺いをしたいと思います。

ここに書いてある通り企画を中心とした専門性と、こんなことで2カ月か、3カ月も室長が不在になるわけですが、非常に今農業が大きく制度改正、それに向かっております。そういった中でその中身をきちっとこう把握しながら沼田の振興計画が立てられたわけですが、この後に出てくる農業振興計画、これが一番我々に密着した姿になるかと思うのです。そういった中ではちょろちょろ慣れてきたといえますか、せつかくこういった知識が入ってきたなかで今回総務課のほうに移られたわけですが、こういった考え方についてはどういうことで、そういうことになったのかと。私も町長さんのいろいろ考え方、公約等を以前に私も知識として持っているなかで、行政改革なり機構改革のなかでしっかりとこう農業を振興していくと、こういうふうにならうとおられたのですが、残念ながらせつかくできた室長が一番大事なときに居なくなると。そういった意味では非常に残念だと、こんなふうを考えております。そういった考え方をまずお聞きしたいと思います。

ここに3点ほど室長がいなくなると大変だということを書いてあるわけです。それで1点目は既にこの前文で書いてございますけれども今の農業、いろんな制度改正の中で育成すべき経営体、これらをこれから選定しなきゃいけないという段階になろうかと思います。これらの法案については7月までにおよそ決まると。予算折衝が11月から入って新年度計画が来年出されると。そういう事になりますと、その前に事前調査を色々しておかなきゃいけない。特に変わるところは今までの価格補償から所得政策に変わるんだと。更に平場の所得政策についても中山間と同じように大きく制度を変えようと、或いは融資制度を総合的に変えようと。今、当町でも農地流動化とか色々やっておりますけれども、それらを入れたL資金、M資金、S資金、それから長期も制度資金、これらを大きく変えようという時点であります。

そういった中で、やはり沼田としてもどういうどれだけの農業経営体を確保、或いは育成しなきゃいけないのか、この辺が大きく課題となってきます。更に後継者確保、これについては認定農家がいま69戸ですか、後の認定されていない方でも優秀な後継者がたくさんいるわけですが、残念ながら高齢化に近づいている。

そうなりますと新しい営農計画、振興計画は5年後までの設定でありますけども、そうなりますとそれらの中で後継者をどう確保していくか。こういうことが大きな前提になります。

如何に農地流動化の制度を作ったとしても、私の考えでは、私も40町近くやっておりますけども、もう既に限界、なんぼ息子がいてもこれ以上やってはコストがかえって上がって人を雇わなきゃいけませんからコストが上がって儲からないと。ということはもう買えないということです。そうなりますと、どうしても若い後継者を作らなきゃいけないと。これが出発点だと思うのです。そこのところの計画等をたてるとすると相当念密な計画、或いは行政支援、農家の方の、考え方の転換、これらを考えていかなきゃいけないわけです。そういった意味で蓄積された室長の手腕が総務課の方にいっちゃったということでもあります。

それから農家所得確保や農家経済、これらの国への政策、制度の要請。これはやはり沼田独自の、といいますか、沼田というかこういう中山間地帯の条件不利地域なりのそういった政策をいま審議されて7月まで出てくるわけですから、それらに対してどんなその町として要請をしているか。これらについてはちょっと具体的にお聞かせいただければありがたいと、そんなふうに考えております。

それから4次総合振興計画に基づく農業振興計画。それと新しい年度のなかで農家経営改善計画。これらの取り組み方、これらについて基本的なことをお願いしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） はい、町長。

○町長（西田篤正町長） お話のありましたように人事の異動があつて、農業振興課の企画室長が欠員といいますか、課長兼任になっていることがいまご質問のとおりでありますけども、私どもやっぱり予期しないやっぱり不幸な出来事がありまして、住民生活課の課長が急にお亡くなりになった。これはどこが大事だ、ここが大事でないと、そんな論議にはならないと思いますけども、私どもとしては今そのゴミ処理問題というのは非常に大きな課題でありまして、その今の議会の開催といいますか、後の4月1日の異動まで待つということは非常にやっぱりゴミ処理問題が急な場面を迎えている時だけにそれはやっぱり凌ぎがたいといいますか、できないことだろうということで、それぞれ発令をさせて頂いたわけであります。

その立場、或いは私のその従来から言っておりますことからいっても企画室長というのは大事だということは理解はさせていただいてますけども、これはやっぱり役場全体の中で、全てのポジションをみながら配置をして、或いは配点をして、配置転換をしていくということがやっぱり本筋でありまして、おっしゃるようにその貴重なそういう存在だというお褒めの言葉をいただいたことは感謝申し上げますけども、申し上げますように役場全体のなかで今どういう課題があるかということ

考えたときに適材、適所の配置をしてかなきゃならない。そういうようなこともありますので、是非ご理解を賜りたいというふうに思っております。

農業振興課におきましても課長がいろんな職務を兼務しておりますから、非常にそういう意味では外から見てもちっと無理な面があるんでないかというご指摘もある部分もありますので、これは4月に向けてまた対応を検討させていただきたいというふうに思いますが、申し上げました理由ご理解を賜りたいというふうに思っております。

それから1番目の育成すべき農業経営体、或いはその後継者の対策でありますけれども、私どもも後継者の育成というのは非常に大事だということで「農業みらい塾」、或いは体験者の女性を招聘したり、いろんなことをしながら後継者対策をさせていただいているところでありますけれども、一方ではその申し上げております協業といいますか、協同で物事を進めるといいますか、そういうものがこれからの農業にとっては欠かせない事項だと。そんなことで先般から農協の組合長、岡田組合長さんとも良くお話しをさせていただいているところでありますけれども、いま4月に向かまして沼田町農業振興対策室を、仮称でありますけれども、そういう今までの経営支援センターをより一層充実させた形で、農家の皆さんが自由に相談に行って今申し上げました後継者対策、或いは農業経営、或いは申し上げましたその協業化そういうことを十分にこう相談できる、そういう体制を組みたいということで今進めておりまして、ほぼ組合長とは了解点に達しておりますので、町からも2名ほどの職員を2名、正職員2名になるかどうかわかりませんが2名の支援、送り込む体制を組みまして、農家の皆さん方がやっぱり農協のほうが相談しやすいというお話がありますので、農協の部分的な改造をお願いしまして、そこのところに今言いました仮称であります「農業振興対策室」を設けて、そういう新たな取り組みをさせて頂きたい。

申し上げましたその新しいものに取り組むといえますか、そういうものに対する新しい農業ですね、農業振興をさせるために取り組む姿勢というのは、やっぱり企画室で取り組んでいかなきゃならんと思いますから、それと連携を取りながら沼田の農業の将来にわたってそういう対策をたてればいいな。そんなふうに思っているところであります。お話のようにそれぞれの農業の経営体のあれですとか、或いは後継者の問題につきましても、いま申し上げました農業振興対策室が中心になりまして、それらをこれから練っていつてもらわなきゃならないんでないかと、そんなふうな考え方でおります。

それから町の総合計画に基づくその農業振興計画でありますけれども、これらについてももちろん企画室を中心にそういうものをやらなきゃなりませんけれども、いま申し上げた農業振興対策室とも連携を取りながらこれからそれらのものを検討して

いく体制を取りたい。従来ともすれば浅くといいますか、その深く入り込むことができなかった部分にそういうその対策室を設けることによってより現場といいますか、農家の皆さん方と直接意見を聞く機会を取れるんじゃないかというふうに思っておりますので、そういうようなことでご理解を賜りたいというふうに思っております。

農家の経営改善計画につきましては、これは普及センター、或いは農協の指導を得て農家個人がやっぱり私どもがたてた農協振興計画、これはもちろん農家の意見反映させてくるわけですから、そういうものに基づいて農家自身がそういうものを樹立できるような、そういう支援を是非私どもとしてもそれぞれに関係機関にお願いをしてまいりたいというふうに思っております。

それから農家所得の確保ですとか、農家の経済対策ということでご質問でありますけども、それぞれ個別に私どもが町の要請をするということはなかなか難しいんですね、今のやっぱり国の体制からいきますと。それで大半がやっぱり町村会を通じてのやっぱり要望というふうになりますけども、町村会も農業だけでなくこれ全般、これが去年のその要望事項の抜粋したものでありますけども、非常に多岐にわたってしかもそれぞれの担当する課長がそれぞれの論議をしながら、その積み重ねをしたものを全道の首長が集まってまたそこで論議をする、それほど積み重ねた論議をやっているわけでありまして、例えば中山間の今の直接払制度におけるその対象農用地の拡大なんかも去年のもう重要な議案の一つの要望事項になっておりますし、それから国営土地改良事業の地方財源の措置の見直しですとか、或いは家畜排泄物の適正処理推進対策ですとか、道がいま切り換えようとしたパワーアップ事業に対する新たな事業の創設ですとか、そういうような面で非常にこう多岐にわたってのやっぱり要望をしておりますので、そういう中で私どもも町としての考え方をやっぱりお伝えしたい。

特に最近では国土庁、或いは国土交通省の北海道局、そういうところからも米バラの施設に関連していろんな問い合わせといいますか、視察もまいてまいりまして、来ておりますから、私どもとしてはそういう機会を利用して沼田の状況を説明し、或いは上京した折にはそのお礼を兼ねながら、地元の農業のその実態と向こうへお伝えする。非常に興味を持って聞いていただけますものですから、そんなようなことをやりながら要望をいま続けているところであります。

特に国営土地改良事業の負担金の償還の問題については、具体的に沼田のその農家の事例を持ち込みながらそれぞれ関係庁に、自治省もひっくるめまして要請をして現在のところ、例えば打ち切りで多度志地区の事業だけを別事業にして、沼田の地区、或いは秩父別、北竜の地区についてはもう完了ということで15年だったですか、16年から償還をさせるというようなことまで出てきましたけども、それら

についても地元のやっぱり実情を訴えまして、それを今のところは取り消し状態になっている。そんなようなことを続けておりますので、もし議員さんの方でもそういうような適切なお意見、ご指導をいただければ私どもとしてもそういうものもまた中央、また道にですね要請を重ねる運動をさせていただきたいと、そんなふうに思っておりますのでご理解いただきたいというふうに思います。

14時40分 大沼議員 入室

○議長（吉田好宏議長） はい、14番。

○14番（杉本議員） -再- 精力的に運動されたり、また具体的に対策室を2名派遣してしっかりやっていくと、こういうことで基本的な考え方が十分理解できるかと思います。

ただ、ここで特に3番目の関係ですね、4次の町総合振興計画、これもまだ認定までいってないんですけども、こういう施策の考え方の決定時期が少し遅いのかと、4次総合振興計画がもう1月ごろできていて今の予算でその計画のなかのこれとこれはこれの中身に入っているんだと、こういうのが本来そういう流れに基づく確認ができる、どういうふうな考え方でやっている、と、こういうふうに私ども理解できるわけですけども、まだこれが具体的に予算委員会でも取り上げてないわけですから、一回だけ委員会で説明を受けましたけども、約1時間ぐらいの中でちゃっちゃと行ってしまうと私達もどこがどうだったんだのかと分からないうちに終わったと、そういうことでありますから本来私何回も質問しているんですけども、もっと早くやれないのかということ町総合振興計画等についての質問もさせていただいております。

そういうことで特に農業振興計画、これにつきましては14年の3月までということの一応なってます。ですが、農家の実態というのは1月に営農計画を書くような中身になっております。それが3月に出てきたときにはもう参考にならないと、その次の年ということになります。今までのずっとそういう傾向でありましたけども、現在は先程いいましたように、価格政策から所得政策に変わるわけです。そういう中身で営農計画書を書くときには参考とする振興計画が4月に配付されたんじゃない年間何も役に立たなかったと、5年計画のうち4年しか役に立たないと、こういうことになるんです。ですから、先程室長がいないところは大変だというのはこれは12月までに完成しておかなきゃならないんです。4月から12月までに完成すると。そういう事になりますと、おそらく農家の方やら忙しい人が～～になると思うんです。そうなりますと、10月ぐらいから1か月か2か月の間で急激に作り上げなきゃいかんと、そんな事になります。やはりこういうことについては、長いスパンで考えていく。そして早く仕上げると、そしてせつかく5年間の計画で出すのであれば5年間使えと、これが効率的な町政のあり方でないかと、こんなふう

に考えるわけです。そういった意味で今こう言うことをいっておけば必ずやらせると期待しておりますけれども、特に優秀な課長さんもおられますから室長さんいなくてもできるといったら怒られますけども、まあひとつどんな方が来てもやれるんだろ思いますけれども、ひとつ各町村の事例等もあります。

これも滝川の市役所から出しているそのパソコンを使って、そしてこれからの対策を立てていくと、もう既に基礎編ができて応用編はこれから作って皆さんに配付すると、パソコンですから沼田を100戸ほどパソコンで農業の税申告、或いは分析等もやっている方もおりますけれども、250戸おれば150戸がまだパソコンでもないし自分で分析するのは大変だと、そういった意味で滝川はやはり全戸が使えるようなソフトを市が開発して無料で農家の方に配付すると、そして数字だけ入れば各作物の経営診断から労働不足とかそれ全部やれると、無料ですから私もその内もらおうかと思うんでありますけども、やはりそういった意味で少し早め早めにせっかくやるのですから、1年間何も使えないというような計画書じゃ意味がないと思いますので、その辺一つよろしくをお願いをしたいと思います。

それと先程もいいましたが後継者確保、これ新規就農も大変だという話も以前に答弁ありましたけどもその通りだと思います。何としても絶対数が足りないわけですから、そこをどうするかというところが基本的な対策になると思います。そこが対策室、町から2名行ってしっかりやらせるといふうに、答弁ですけどもどうも不安に思います。もう一度その辺の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） はい、町長。

○町長（西田篤正町長） もちろん後継者といいますか、そういう対策はやっぱり行政が率先してやらなきゃならない事項だと思いますけども、私どもやっぱり農家の皆さん方自身もやっぱりそういう努力が必要でないかと、そんなふうに思っております。

やはり農家の非常にその暗い面といいますか、そういう面が非常にこう全面に出てきますから、例えばお話を聞いても「もう農家は俺の時代で終わりで、俺の息子には絶対に継がさない」というご意見をおっしゃる農家の皆さん方も非常に見受けられます。そういう事を聞きますとやっぱりもっとその経営状態といいますか、今申し上げました所得のもう少し向上があればもっと考え方も変わってくるだろうという気がいたしますので、申し上げましたようにそういう所得の確保だとかそういうものに対する町のその支援といいますか、そういうものをどうするかと、それは新しいものを実験的にやってみたり、そういうことをやるのがやっぱり町のある程度その負わされた責務でないのかというふうに私は感じておりますので、そういうものを通じながら農家のやっぱりその明るさといいますか、そういうものをやっぱ

り何としてもこう作り上げていかなきゃならんかなと。

余談になりますけども、余談といいますかちょっとずれますけども、その今の農業研修生で沼田にお嫁に来ていただける女性ですね、この間も郵便局でお会いしました、声かけましたら「こんなに雪降って大丈夫ですか」と言ったら「いや、もう慣れました」と明るい顔で言ってらっしゃいまして、その方が前にも言ったかもしれませんが、「なぜ沼田にその農業をやるために、嫁さんに来る決意ができたんですか」と言いましたら「農家の若い奥さんたちと会話をしていると、非常に沼田の農家の若い奥さんたちは元気がある」と言うんですね。「明るいし、意欲がある。それに私は安心して一緒にやってみたいという気持ちになって、沼田に来ることを決意した」というお話を聞きますとやっぱりそういう部分から、もう少しやっぱりこの農業の良さというものを理解してもらえような方策を考えれば、もっと違った面から考えればもっとその明るさが取り戻せるんじゃないかとそんな気もいたしますので、なかなか難しい問題ではありますが、農家が将来にわたってこういうふうに、沼田の農業はこういうふうになりますということを出来るだけやっぱり打ち出せれるような、そういうようなその農業振興計画でありたいというふうに私も思ってますし、総合計画自体でも従来から見ますと随分中に突っ込んだものを表現させていただいているというふうに思っておりますので、これからその農地流動化委員会もそうでありましたけども非常に農家の皆さん方、或いはそれぞれの立場の農協、改良区なんかの職員の皆さん方も非常にそれぞれの意見を言っていただいて、今回の予算を提案している、基金の創設まで持ち込んだわけがありますから、その後継者問題ですとか協業化の問題についてもおそらく、そういうその沼田のそれぞれの分野の人の英知を集めれば、きっといい案がまた出てくるだろうと思いますので、そういうものを集約しながら私どもとしてやっぱりリーダーシップをとってやるべきところはやっていかんきゃならん、そんなふうに思っておりますので是非とも今後ともご支援をいただきたいというふうに思います。

ご指摘のあった第4次の総合計画につきましては、おっしゃる通り私どもが当初提示、担当から提示いただいた作成の年月からいきますと、予定からいきますとかなりずれ込んで遅れているのは確かなんではありますけども、私はそういう面ではそれぞれの部署に対して個別もそうですけども、課長会議で早い時期にもっと早く議会なり住民の皆さんに物事を提示できないかということを再三にわたっていま要請しているところでもありますから、大変業務がそれぞれの課で忙しい中でもありますけども、きっとそういう意識改革が近いうちにそういうものが出来上がってくるだろうというふうに期待をしておりますから、そういうふうな目で、温かい目でちょっとご覧をいただきたいというふうに思います。

それから、お話のありました農業の振興計画につきましてもできるだけ早くとい

うことでいうことでありますから、これは申し上げました委員の委嘱をお願いするそれぞれの皆さん方に、議会の発言といいますか、そういうものをきちっとお話を申し上げまして早い時期に、早い時期といいますか、要請された時期に間に合うようなそういうような体制で特例をしていきたいというふうに思っておりますのでよろしくご協力をお願い申し上げたいというふうに思います。

14時55分 久保 寛副議長 退室

○議長（吉田好宏議長） はい、よろしいですか。それでは次に14番、町財政確保について質問してください。

○14番（杉本議員） 続いて財政の問題ですけども、財政確保、これが地方分権時代における大変な作業かなと考えております。特に中山間もそうですけども、自分たちがメニューの中から選択ということでなくて、自分たちがこうするんだよと、そういうことを自分たちで作り上げて要請していくと。これが今分権時代のなかで枠、その交付金なり、それなりの枠づくりがされております。

そういった事例が今回新聞読んでおまして2月の23日、24日に新世紀の道予算の紹介と、こういうのがございました。その中で知事がどんな事をしたかと、こういうことを書いてございました。これらについては24日の新聞を見てもらえば分かるんですが、北海道では今農地の北海道専業地帯の農業のあり方ということで農業法人等の農業行政費確保と、こんな事から昨年から知事が7回にわたって総務省交付税課や、各関係署内に回ったと。他府県の知事から、としゅつしているという噂が広まったということであります。そこで農業行政費の内の標準経費として、今年度分162億円の増額が認められた。これは普通交付税のなかで上積みされた、こういうことであります。ですから、道としては北海道は将来は、法人形態と、こういったものを大きく掲げながら折衝したと。先程町長さんは交付税については色が付いてませんし、どこが何か分からないということもわかるわけですけども、地方は、これが何といいますか今回から認められたそうですけれども、新しくその町村、支庁が考えたことについて国は交付税のなかで参入していくと。そういったことで具体的な数字を示されて出てきているわけです。

その新聞の前の、1日ぐらい前の新聞に出ておりましたけども、道予算は大幅に全体枠からいいますとカットしてきているわけですけども、農業予算だけは3.6%の増額で今回予算、道議会で審議されているという実態です。ですから162億円というのは別枠でもってきたと、明らかに分かるようなスタイルであります。そういった意味で沼田においても新しい振興計画をたてながら、あるいは21世紀に向かってどういった特色ある事業をしていくのかと、いこうとしているのかと、そういった意味でやっぱり国や道の事業のなかで財源確保をしていく。これは新聞によりますと地方最良主義型の政策と、そういうふうにならっているようであります。そ

んなことで自治体の13年度予算から、自治体の首長の意見を反映する制度をスタートさせたと、こんなふうに新聞に載せてあります。そういった意味では知事というか、府県だけが道府県だけが自治体の首長の意見が反映する形になっているのかどうか、その辺はちょっとわかりませんが、書いてあることは自治体の首長の意見を反映する制度をスタートさせたと、こういうふうに新聞報道がされております。

そういった意味で新しい地方、振興計画のなかで例えば農業振興、或いは商業振興の中で町長さんはどういう所にポイントを置いてこれから折衝をされていこうとするのか、こんなことの何か考えがありましたらお聞かせ願いたいというふうに思います。

更に町独自の事業の財源確保、町民からいただける税金というのは本当に知れた額でありますし、また基金等もいろいろこう見ていきますと、おそらく計画によりますと最終的に3億9千万円を繰上償還して25億円レベルになるのかと、こんなふうに考えております。そういった中では、なかなかこれからいろんな事業を幅広くやっていくには大変なことではないかと思えます。そういった意味で財源確保をどう考えておられるか、或いは町債の限度や償還、基金のどのぐらい必要かと、こんなことで繰上償還して町債も67億5千万円という程度に抑えようと。そんな昨年度並み、或いは一昨年度並みの形に取りつけようとそういう姿勢は伺えますけども、それらの中で考え方をお聞かせしていただきたいと思えます。

14時59分 久保 寛副議長 入室

○議長（吉田好宏議長） はい、町長。

○町長（西田篤正町長） ご質問ありましたようにその国、或いは道においても市町村の独自性といいますか、そういうものを尊重したいというお話のあれは新聞記事でも拝見をさせていただいておりますが、具体的にまだ道がどういうものを予算、そういうあれに充てるかというようなのが、まだ私どもとしてもまだ聞いておりませんので、具体的に私の～～～分かりませんが、システムとして例えば知事がその交付税を上積みをもらってきたというようなお話がありましたけども、交付税はこれ市町村については道がやるんです。ですから本来その国へ向かっていったとしてもよっぽどの事がないかぎり、そういうあれがないんでありますけども、私も就任してから幸いこの部分はちょっとカットしておいていただきたいというふうに思いますけども、

《議事録削除》

そういう意味では財政課のほうに要望書を作っていただきまして沼田の実情をどう支庁、道それからそれぞれの関係省庁に向けてそれぞれ図々しいんでありますけど

も要望書を持ち込んで説明をさせていただいている状況にあります。そういう意味では杉本議員さんおっしゃるように、やっぱりその地域の特色ある事業を理解してくればそういう支援をいただけるということは確かにそういうことは方向にあるのかとそういう気もいたしますので、そういう努力をさせていただきたいというふうに思います。

もちろん、1番目のその国、道への事業の中で財源はどうするんだということでもありますけども、これはやっぱりそういう支援のある事業を取り組まなければなかなかやっぱり私どもとしても事業展開はできませんので、できるだけ有利なその補助事業を採択をしながら、選択をしながら対応させていただきたいというふうに思いますし、もちろんその事業の裏につきましても有利な起債を仰ぐと、そういうようなことで非常に担当のほうも苦勞をいただいておりますからこれも、これは従来とも変わりなく今後もそういうスタイルでやっていきたいというふうに思っております。

それから独自の事業の財源をどうするんだということでもありますけども、これはおっしゃいましたように、町独自の事業でありながら何とか持ち込めばそれが理解をしていただいて、補助サイドにのるということもありますので、私どもとしては今の雪の学校もそうでもありますけども、雪の学校も今あるところを通じまして、道がその地熱のそういう支援をしているのであれば、雪に対してもそういう支援をしてもいいんじゃないかということで今要請を続けているところでもありますから、そういう意味ではきっと新しいものに対して、興味さえ持っていいただければその支援対策はとってくれるんでないかと思います。それから今後開発局に対しましても今の高規格道路、或いは留萌の重要港湾、或いは旭川空港、それから今の私どもの通産などの工業団地、そういうものをアピールしながら何とかしてこの地帯に米の貯蔵、或いは農産物の貯蔵、加工、そういうものの実験施設、或いは貯蔵庫をつくってほしいという、そういう具体的な要請もさせていただいております。

これは具体的にはそういうものをその調査するといいますか、適地かどうかという調査をひっくるめてそういう実験を、データーをとってほしいという要請をいま続けておりますが、私どもとしてはやっぱり先程からお話のありますその地域の独自性といいますと商工振興にもつながる、或いは農業の振興にもつながるとすればこれは最大の目玉になるんでないかと、しかも雪をそのことによって処理できるとすれば雪のその利用と、邪魔なものを利用できるということと利雪、親雪その部分との関連からいっても沼田にも、沼田には一番適した事業じゃないかとそんなふうに思って、いま通産の支援をいただいた中で検討をしておりますけども、それを更に進めて具体的にどの地区を選定してそういうものの基地にするかと、そんなところも踏み込んでいきたいというふうに思いますし、先般の道新の3回にわたる雪の

学校の連載記事が出ておりましたけども、そういう中を見ましても非常に多くの方の注目を集めているところだと思いますので、更にこれをこう広げながら沼田の地域振興のために役立つような努力をさせていただきたいというふうに思います。

町債のその限度、償還ですとか或いは基金ははどのぐらいかということは、後程財政課長の方から答弁頂きたいというふうに思いますけども、私どもとしてはやっぱり健全財政を維持することによって、更年度にわたるその地域住民の皆さんに負担をかけないと、これが原則だというふうに思っておりますので、できるだけ経費の節減を図りながら繰上償還をして、今もやっておりますけども繰上償還をして高い利子の部分を先に償還したり、いろんな工夫をしながら財政の維持を図っております。

おかげさまで管内的にも全道的にもここ1、2年非常にいい状況でその財政状況にあるということは支庁からも高い評価をいただいておりますが、そういう意味では町民の皆さんのそのいろんな要望といいますか、そういうものに対する要望をその安定した財政状況にあるからこそ応えられる、そんなことがありますので今後ともその財政の健全運営に努力をさせていただきたいというふうに思います。

申し上げました数字的なものにつきましては財政課長の方から答弁をさせていただきますというふうに思います。よろしくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長） はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長） 第4次総合計画などの実施にあたりましては、相当な財源が必要というなかでは当然の如く町債、或いは基金の繰入、こういったもので処理をしなければなりません。これは当然のこととして考えてございますけれども、では今後どの程度の総量が限度なのか、この辺につきましてはまず町債の借入につきましては借入総額という観点にはこう立てない。更年度の負担がどの程度になるかが財政上重要なことではなかろうかと、そんなふうに思っております。

現状での長期予測といたしましては、単年度の公債費一般財源にあたる部分についてが約6億5千万円程度が限度じゃなかろうかと、こんなふうな予測をいたしております。

それから基金につきましてはですが、その用途が特定されているものと、いわゆる財源調整をするための基金というふうに区分されるわけでありまして、今後事業財源となりうる基金については財政調整基金、それから減債基金、それから振興基金、この3本柱になろうかと思います。

これらの平成12年度末現在高見込み、これが約21億5,500万円、こういった基金の保有高でございます。今後これらの基金を活用しながら事業展開をしていくわけですが、何れにいたしましてもそれぞれの総合計画の自治計画、これらのローリングの内容と所謂財政が運営計画として資金手当をする、その計画との整合

をとらなきゃならないということからすれば、その年々の一般財源の総額の中にどういった財源を当て込んでいくか、こういった対策といいますか、予算の編成をしてかなきゃならないと、こんなふうに思っています。

何れにしても潰していくというばっかりの考え方は当然持ってございませんで、少なくともこういった財産でございますので、何とか事業を実施にあわせて特定財源を国の補助、こういったものも取り込んでいただきながら何とか財政運営を、健全財政を維持していきたいと、こんなふうに思っています。以上でございます。

○議長（吉田好宏議長） はい、14番。

○14番（杉本議員） - 再 - 非常に経費を節減しながら、非常に多くのその施策を進めていくと、こんな事で今年度の計画等も非常に立派な計画がなされているかと、そんなふうに考えているところであります。

そういう中で今ほど課長さんからお話ありましたけど単年度6億5千万円と、こういうふうに言われますと非常に分かりやすいと、こんなふうに考えております。

それで町長さんにもう一点お伺いしたいんですが、いろんな事業をするなかで私も何回か質問をさせて頂くんですが、どうしてもその今は町の主体性というんですか、それと知恵、これがどう国で認めるかという中では、どうも色々質問するなかで、例えば各近くの町村の動きを見てとか、或いは検討委員会、或いは審議委員会の意見を聞いてと、それは十分に理解できる場所がありますが、それならば沼田の農業振興では目玉はこれなんだと、さっきは私は後継者育成がいちばん目玉かなと思うんですが、また商工振興ではこんなのだと、そういったところがある程度早い時点で見えてこないで町民の総意というか熱意まで引き出せないで、そういうものが一体となって道とか国に認められる、そういう特色あるまちづくりということになると思うのです。

振興計画でもどちらかというと町民のための町政というふうな形でありますけども、一番最初のタイトルは。他の町村の方を見ますとちょっと例えば10年間でこんな町を作るんだというタイトルになっているんです。町民のための施策でありますからその考え方は十分理解できるんですけども、どちらかというと当たり前のことがいちばん先に書いてあるのかと、こんなこというと後から怒られるのかと思いますけども、できればこんな町にするんだぞというところは一番最初のタイトルでないかと思うんです。

そんな意味でもう少し町長さんの考え方、少し前に出ると私たちも理解しやすいと、また町民も理解しやすいと、そんなふうに考えますが、その辺の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） 町長。

○町長（西田篤正町長） いまご指摘のその、手法の違いだと思うんですけど、私

はやっぱり住民に皆さんが行政といいますか、町政に参加をいただくというのが大前提だという考え方をずっと持っているものですから、できるだけやっぱり多くの皆さんの参加をいただいてその中で十分論議をいただいて決定を、意見を具申を頂く。そのことが大事なのかというふうに思っておりますけども、性格的にもその自分自身であまりにもこう結論を出してどんどんいってしまいますと、ちょっと行き過ぎの面が出るのかという気がいたしますのでセーブをかけて、そういう意識してそういう処方をとっているんでありますけども、そういうようなことのご理解をいただきながら、いろんな面でまたご注意をいただければ、是正するところは是正してそういう努力をさせていただきたいというふうに思います。

何れにしても多くの町民の皆さんが、その町のそういう色んなものに携わることによって広くそういうものが浸透していく、そのことは大きなプラスになるというふうに思っております。

まちづくり懇談会ひとつにしても、わずか3人か4人という会場もあるぐらいの住民の皆さんが関心がないのか、足が重いのかわかりませんが、そういう状態のなかでやっぱり一人でも多くの皆さんがそういう参加をいただく機会、くどいようでありますけども、そういうようなものをやっぱり大事にしていかなきゃならんかと、そんなふうに思っております。ただ、主体性を持つてというやっぱり物事のその考え方の基本的なものは何だといわれたときに、私はやっぱり申し上げましたように基幹の農業を守るために全力をあげたいと、そのためにどうするかということは今この総合計画の冒頭、表紙を開いたらこう何か挨拶の載る部分があるんだそうです、刷り上がるときには。そういうなかで沼田の、自分としての考え方を申し上げまして、その中の具体的なあれがこういう計画の中にありますよというようなことを触れていければなというふうの思っております。

何れにしても、こういう状況で先程から申し上げておりますように農家の所得が上がらない限り農業の後継者が育たない、そういう状況からいくとやっぱりその所得を上げるために何らかの方策を取らなきゃならない。そうすると今の例えば雪を使って今年やります花卉のその促成栽培ですとか、これはもう完全に今伊東研究員からいただいているデータによりますと花の名前は忘れましたが、その花を実験的にやるというふうにいってますが、それが成功するともう雲泥の差といいますか、相当の大きな収益に繋がるんです。ということは、今もう気温がその春先にこう高温の状態になったり、いろんなこう状態でその種を撒くとき自体からもう、そういうものが狂ってしまうんだそうです。そういうものを実験〜〜その促成することによってより安定した品質のものを、その一番必要な時期に供給できるといいますか、高い時期に放出できる、そんなことが可能だという、理論的にはもうできているわけでありますから、それを今年から実験をしてそういうものが成

功すれば沼田のなかで多く取り入れていきたいと、そんなことを考えておりますから、取り敢えずはやっぱり農業の生産者がしっかりとこう所得を上げれるようなそういうものをどうするか、大きくはさっきいいましたように私としては今の五カ山の牧場を、周辺を、牧場の周辺といいますか、牧場自体があれだけの面積がいりませんのであの部分に今の沼田の雪の、市街の除排雪をしている雪をそこへ全部排雪をさせていただいて、その自然に積んだ雪を使った集団的な農業、或いは別荘を兼ねたようなその住宅といいますか、その休養地といいますか、そういうもの。或いは今の工業団地でそういうその冷水を使う、その洗浄するあれも必要だといってますからその雪を使ってその水を冷却をしてその効果を、経費を削減するとか。とにかく色んなその要素が、雪によっておそらく展開できるだろうというふうに思っていますので、そういうものを重点にしながらやっていきたいと、そんなふうに思っております。

当面商工業については駅前再開発のための今年は実施プランができあがりますので、それらにも商工会の皆さんが方の意見を十分反映させながらそういう対応させていただいて商工業の振興を図る。

将来にわたっては山田議員さんのほうから質問も後程ありますけども、将来にわたってはやっぱり商店の統廃合といいますか、表現が適切かどうかはわかりませんが、そういうその沼田の地域にあった商店街づくりというのが必要になってくるだろうと、そういうようなことも考えながら進めていきたい。当面は農業、商工業者の皆さんが、地元の消費を高めるために相当苦労しているということでもありますから、いま行政執行方針で申し上げましたようにプレミア付の商品券も昨年の倍の額を支出をすることによって、地元の購買力が上がるだろうと、そんなようなその小さなものではありますけども施策を展開しながら意識の改革を図ってやっぱり農業もそうでありますけども商工業の皆さん方も、努力をするような町にしていきたいと、そんなふうに思っているところであります。

○議長（吉田好宏議長） いいですか。はい、14番。

○14番（杉本議員） - 再々 - 非常に控えめに考えておられるということは私達もちょっと理解をしているんですけども、できれば考え方的一端を出していただきましたけども、やはりもう少し私達も分かりやすい、住民もこんな町にするんだと、そういうところがやっぱり計画書のなかに出てきていいんでないかと、こんなふうに思いますし、深川の5カ年の計画はこんなことが書いてあります。一番最初に、「四季弾む魅力溢れる希望都市」と、こんな事で書いてあるようであります。

そういった意味でこれからひとつ審議に入るわけですけども、それらを含めてひとつ新しい計画書ができるようにと、またこんなことでお願いしたいと思いますし、また五カ山の話も出ておりましたけども、北竜の議会の方にちょっと伺いをした経

過があるんですけども、以前はもう牧場については撤退という話もありましたけども、最近では市長さんが変わってからかどうかわかりませんが継続したいと、こんな考え方でいるようであります。そういったことでやはり早い時点でこれらを煮詰められて将来的な青写真、こういったものも作られてやはり魅力あるまちづくり、こんなことに結び付けていただきたいと、答弁は要りませんので、次よろしいですか。

○議長（吉田好宏議長） いえ、暫時休憩。

15時20分 休憩

15時33分 再会

○議長（吉田好宏議長） 再開を致します。

○議長（吉田好宏議長） ここで議長より申し上げます。質問者、答弁をする方、簡潔にお願いをいたしたいと思います。

それでは14番、人命や渋滞で後遺症の残る恐れのある救急患者の緊急体制、これについて質問してください。

○14番（杉本議員） ここに書いてありますとおり一昨年の定例会において同じような質問をしてございます。あの時にも例に上げましたけれども、沼田の病院で一時入ったと。更に手が付けられなくて深川で手付けたけどもこれも手に負えないと、旭川まで行ったんだけどと。こういうことで、あの時はたらい回しという言葉を使いましたが、残念ながら片足を切断した人の例やら色々ありました。

そんな事で町長のおっしゃる、住んで良かった町としては、今回の正月にもありましたけれども、町長としては同僚であった佐藤さんが非常に残念な結末になった。このことについてはやはり、深川の5時間の時間がいたわしかったという事でございます。そういった意味で、今までに町の中でもこういう話がかかなり出てきてございます。そういった事で、前回私が質問した中での後で、どんな対応をされたか、それを中心に特に消防職員に非常に心疾患や脳出血や非常難しいという、疑いがあるときには、やはり職員の権限もかなりないと、どうしても深川の病院にもっていかなければならないというマニュアル。これらについての考え方。

それから病院の対応ですね。どちらかというと特に現在までの例では、深川に行ってから旭川まで搬送された方の、後が非常に悪いという実態。これらについては実態調査は行った事があるのかどうか、それから病院についても現在は競争原理とか、利益追求とかいう事で、診療だけしたらそれだけ手数料が入るといいですか、診療費が入るということで、そういう傾向がないのかどうか、これらについてお伺いしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） 町長。

○町長（西田篤正町長）これは非常に複雑といいますか、あまり答えすぎますと問題もあらうかと思いますので、答えられる範囲でご理解頂きたいと思います。

現状の体制は前にも申し上げたかと思いますが、第1次はやはり沼田厚生病院、そこで第2次で深川の市立というふうになる訳でありますけれども、そういう体制の基で私どもは高規格救急車を入れて、それを活用しようとしている訳であります、その高規格救急車の現状は、私も十分承知してなくて、申し上げました4名の資格を持っている方がいまして、今年また1名で5名になるのですが、その中の4名の内の3名が、まだ病院実習を終わっていないのだそうです。それでそういう送致をしながら病院にデータを送りこむという事はまだ出来ないという状況なのだそうです。

それが出来ると、第1次の病院、厚生病院でありますから、今、消防支署では厚生病院の院長、事務長と10月1日を目指して、それまでに実習が終わるという事でありますから、10月1日を目指して夜間それから日中、そういうときに受け入れをしてくれるかどうかという事を詰めている訳であります、それがもし駄目だとすれば、厚生病院でそれは受けられませんという事になると、今度は深川市立病院と話し合いをしなければなりません。その場合も、今杉本議員が言われるように第1次は深川の私立になる訳です。その辺が、消防がそうなのか医療のエリアがそうなのか、ちょっとその辺が分かりませんので、早い内に勉強させて頂きまして、各委員会で又お話をさせて頂きたいと思いますが、現状の体制はそうになっている事をご理解頂きたい。

旭川日赤と、前に申し上げたように赤十字救命救急センターというのがありますが、そことの町との契約といいますかそれはやっているんです。その場合も条件があるのです。ようするに、重態、危篤患者ですよという事を、休日ですとか当番医等初期の医療機関が搬送の要請をした時にという事なんです。ですから、私どもの消防隊が旭川日赤に電話を入れて、こういう患者だから受け入れをして下さいといっても、これは受け入れてくれないのです。

沼田の病院に入って沼田の厚生病院が地元の病院では出来ない、旭川に頼みますという連絡を入れた時にはじめて日赤が受け入れてくれる。そういう協定になっているものですから、この辺もまあ何故こういう指定を日赤が受けているのかという事も、十分調べまして合わせて報告させて頂きたいと思いますが、現状としてはそういう状況になっています。それで、例えば、沼田の患者で隊員が見てこれはちょっとあれかなと思ったとしても、医者でないですから当然自分の判断、救急救命士の判断で旭川に連れて行くことはできないということです。という事は、搬送の途中で、その患者がもし亡くなったりしたときに、その責任が消防隊に今度来るという事なんです。そういう色んな条件を考えますと、そう簡単なものではないと

いう事がよく分かりましたので、これはきっと北竜もうちと協定を結んでいますから、そういう連携をとりながら実態を調べて各委員会に、こういう実態でこの部分は改善できる。この部分は難しいという事を、また改めて報告をさせて頂きたいと思います。現状はこういうことになっておりますので、ご理解頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） 14 番。

○14 番（杉本邦雄議員）いずれにしても、結果が悪ければ、いくら優秀な職員がいたりあるいは、救急車があっても駄目な訳ですから、やはり結果が良くなるような対策をしっかりとって頂きたい。これが私の考え方です。そんな事で、委員会に出されるという事でございますから、十分に病院等のチェック、先ほども言いましたように利益追求とか、そういうことで患者が亡くなったり、或は身障者になってしまったという結果がでないような、マニュアル等の検討をしっかりとって頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） いいですか。次に 13 番、救急自動車による患者さんの受け入れについて質問して下さい。

○13 番（絵内勝己議員） 13 番、絵内です。ただ今、杉本議員の方から同じ項目での質問がございましたので、重複しないように何点かご質問させていただきたいと思います。救急自動車による患者さんの受け入れにつきまして、平成 12 年度に高規格救急車を導入し、それに対応するために救急救命士もそれぞれ養成されて、町民の皆さん方は心強く感じているところでありますが、受け入れ病院につきまして不安を感じている一面があります。救急車による患者さんの受け入れについて、どのようになっているかを町長にお伺いするのと合わせて、救急高規格自動車から患者さんのそういったデータが出るまでどれ位時間がかかって、そのデータが出てくるのか、それも合わせて初めにお聞かせ頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） 町長。

○町長（西田篤正町長） 救急の必要な患者の連絡があって、その搬送するまでというのは今申し上げたとおり、第 1 次は沼田の厚生病院、それから深川の市立、それから旭川の日赤ですね。それからもう一つの例は、さっき申し上げました沼田の病院に行って、沼田の病院が判断して旭川の厚生、市立、日赤という場合がかなりケースが多いです。今回の場合は、沼田の厚生病院よりもより専門性があるという消防隊の判断で、深川の市立に行った訳でありますから、それはそういう事で間違いのないあれだったんだと思いますが、あとそれ以上触れますと問題もありますので、省略をさせて頂きますけども、結果的にはそういう手順で踏んでやっているのが実態です。

それから、データというのは救命士が送致した場合ですか。（絵内「患者さんが、高規格救急車に乗って、病院まで行くまでの間に、それぞれのデータが出てくると

思うのですが、それはどれくらい時間がかかって出てくるのかと思って」) あのですね、今申し上げましたように、後3名の方が病院実習を終わっていないものですから、その体制がとれないのですけれども、送致をして車の発車をしますと、そのデータは送る事が出来るのですけれども、普通は心電図なんか取る場合に、私ども病院に行くと足からこう色々、箇所数が6箇所だかやるのでそうです。ところが、救急車の場合は、高規格救急車の場合2箇所しか出来ないのだそうです。それで、自動車のブレもあるものですから、走りながらやるものですからブレもあるので、若干時間がかかって転送される、送信されるのだそうです。ですけれども、その送信されたデータは必ず病院の方にデータとしてどんどんどん出てきますので、それを見ながら例えば沼田の厚生病院は今言いましたように、第1次のあれで心電図の送るのを見てくれますよという協定を結べば、沼田の病院に送って沼田の病院の医者はそれを見て、これは沼田の病院では駄目だ、そのまま旭川に走りなさいという指示が出る場合が今度出てくるんです。ですから、そうすると、比較的早い判断を病院が出来る。その辺は、今の副院長も、CTなんかも解読できると言っていますので、病院の体制としても十分体制がとれてきているのではないかと思いますので、さっきの杉本議員の答弁ではありませんけれども、やはりそういうものをきちっと受け止めていただいて、病院が地域の病院として動いてもらえる。この病院に対する要請は早い内にやりたいと思っています。

○議長（吉田好宏議長）はい、13番。

○13番（絵内勝己議員） - 再 - ただ今、それぞれ今後の対応につきまして町長の方から細かくお話を頂いたところでありますけれども、私達出来ることであるならば、よくピンピンコロリといけば良い訳ですけれども、中々そうはいかない面がありますし、そして人間は生まれながらにしてその人の宿命はもって生まれるというふうに言われているのが現実であります。そんな中、家族にとってみれば1日でも1分でも長く生きて頂きたいというのが家族の切なる願いだと思っております。そういった事を考えた時に、先ほど前段、杉本議員さんのところでも答弁頂いた、それぞれ協定があるというお話でありましたけれども、確かにその協定については私も分からない訳ではありませんけれども、まあ、これから先言うと非常に録音されておりますので、あまりうまくない面もあるかもしれませんが、病院の先生方というのは非常にプライドの高い職種ではないかという感じが致します。そういった時に、自分のこのデータを見て判断が出来るかどうかという事に対して、非常に自分が絶対過信であっても、そうとは言わないという面において、その辺の交通整理がそういったひとつの協定の中で、どこかもう少し交通整理されて訴えていく場所において、町長もこれから検討されるという事ですけれども、そういった事を訴えていただきたい訳であります。

そうでないと、折角私達この高規格救急車を導入してもその意味が全く機能しないという事になってしまうのではないかという感じがする訳でありますけれども、そういった点につきましてもまた、これから協議する中において町長の積極的な、ひとつ病院の先生方の対応というのは、非常に難しい面があるのを私も十分それなりに理解はしている訳でありますけれども、そういった事を反映して頂きたいと思う訳でありますけれども、そういった点におきまして、もう1度ご答弁を頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）先ほど申し上げましたように色んな状況が十分私どもとしても、把握出来ていない部分もありますので、そういう部分を十分調べまして、先ほど申し上げましたように各委員に報告を申し上げ、それでまだ改善すべきところは改善していく努力をさせて頂きたいと思います。繰り返し申し上げますけども、沼田の厚生病院につきましては、今消防支署とも詰めておりますので、そういう事を交えながら住民の皆さんの付託に応えるような、そういう病院であってほしいという願いを是非とも私どもとしてもお伝えしたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。はい、次に2番、中山間地域等直接支払い制度の取り組みについてを質問して下さい。

○2番（野 道夫議員）2番。先ほど杉本議員の方から中山間地域等の直接支払い制度の取り組みについてという事でご質問致し、また町長、本当に内容的に詳しく説明がされたので、私はあえて申し上げません。

そこで、私ちょっとお聞きしているのは、この中山間の地域の事業については、平成11年度に道の方から、おそらく各市町村に通知があったかと思えます。それで平成13年からこの制度を起こしてやりますと1年遅くなる。遅くなる訳でないけども、5年のやつが13、14、15、16の4年間でこの事業が終わる訳ですよ、そんな事で、やはりこういった中山間地域の直接農村にこれだけの交付金が入るという事であれば、町あげてやはり私はすべきでなかったかなと、こんな感じを致しております。まあ、私のあれが平成11年にそういう文書がこなかったかもしれない、12年度の後半に来たのかも知れませんが、それをちょっと私お聞きしたいと思うのと、中味的にちょっとお聞きしたいのは、色々集落協定の内容とか色々あるのですけれども、対象者、集落協定に基づいて5ヵ年以上継続して農業生産活動を行う農業者に対して、というような事と、集落協定の内容という事になれば、協定を結ぶ集落においては対象農地の特定構成員の役割分担、農業生産活動等として取り組む事項の交付金と使用方法等を記入した協定書を、それぞれ農家の方から町の方に出して、それをまとめて道の方に提出するというような事だと思うのです。

その中で、先ほど町長の方からもお話無かったかと思うので、こういった事も出来たら農村の方にもお話をしていかなければならない問題かなと思うのは、耕作放棄防止ということと多面的な機能を増進する活動、耕作放棄等の協定違反があった場合には、これは全部補助金は返納いたしますという事ですから、この辺をきちっと守っていかなかったら、とんでもない事になるのでないかなという事と、それと町長先ほどお話をしました、東部新太刀別川から東については航測の道の写真がありますと、それと新太刀別川から西の方にむけては図面が無いというお話を聞きました。これは何か、私も土地改良区に行ってちょっとお話を聞いたんですけど、改良区の航空写真では駄目なのかと言ったら、改良区の航空写真というのは面積は測れますけども、傾斜地100mの1mですか、こういう差のあるものについては、これは中々難しいという事ですから、これは早急にすべきではないかなという感じが町の方でもやられるという話をしておりましたから、これ辺りは即すべきだと思います。

ただ、中心的に金額的に、色々出ていますけども、こういった内容を十分農家の方々に周知徹底をした中で、協定を結ぶような形をとらなければ今後、集落的、それとまた沼田町の、さっき25戸とか町長がお話されましたけれども、沼田第1の周辺。あの辺の平らな部分についてはおそらく、1町角の中の100mの100分の1ですから、100mの1mですよ、それも中に道路が入ってくると、それは1角とみなさないというお話も聞いたものですから、この辺ちょっと私、できたら町長さんに言うの、これ事務的なものですから矢野課長さんに私お聞きしたいなと思うのですけれどもよろしいですか。

○議長（吉田好宏議長）農業振興課長。

○農業振興課長（矢野潔課長）それではお答えさせていただきますけども、確かにこの制度は、11年にある程度、骨子が示されまして、本まとめといいますか、各府県に北海道にあつては支庁の取りまとめ、これが1年2年と遅れてきた訳であります。

当初、この説明を受けて、なかなか急傾斜の対象地は極一部であると、特認の関係者のついては、後ほど出てきたものでありますから、全体的にそう該当無いだろうと、そういう取り扱いの中で取り進めて来たのが事実であります。

最近、この直近において全体の事業に対する希望が少ないために方向転換された。こんな事で、もっと早くという事で、ご意見がございましてけれども、そのような事情でございましてご理解頂ければと思います。

また、協定等につきましては、確かに交付金、補助金に準じるものでありますから、これらの違法なものについては返還、当然そういった事がついてまわると考えられます。そんな事から、十分農業者地域の関係者に合意形成、こういったものが重要でありますし、これにつきましては今月の23日の日に全町一括まとめた中で、

説明会を実施したいという中で今、取り進めてございますので関係農業者については、全員が出席を頂ければと期待をしているところであります。

また、3つ目の傾斜地の関係でありますけれども、非常に感覚的には、これは急傾斜あるいは、緩傾斜になるだろう。随分感覚と実測の中では相当違うものでございまして、たまたま沼田南の中央の中で、今表現されていましたがけれどもこの実測等については、当初地上測量を考えておりましたけれども、航測の中でしかも低コストで事業が出来ますので、そういう中で実施をして対象地を把握していきたい。あくまでも今、急傾斜が60haの、緩傾斜が1,200ha。このような事で、1,500ですか予想しておりますけれども、これはあくまでも予想の数字でございまして、その測量結果によってはですね、かなり面積が増減するかもしれない。この事は含んでご理解頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、2番。

○2番（野 道夫議員） - 再 - それとちょっと教えて頂きたいのですが、今課長の方から1,500町くらい、そうすると後は沼田町でも平らな部分で、これに該当しない所が約半分くらい面積ある訳ですね。3,000町歩として。そうするとその辺の部落の説明というのはすんなりいくものですか、全く当たらないのと当る所が出ますから、そこで又更に、土壌診断から雪中米のあれとか、沼田農業祭とか色々なものが、この該当する人のお金の中からこちらのほうに支出される訳ですか、そして事業を行うという事ですから、この辺どうなんですか全体的に、その部分だけで話をしたって中々難しいと思うから、そういう平坦部の人も一緒に入れて協議しなければならないのではないかなという感じがするのですがその点どうですか、それだけちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（吉田好宏議長）はい、農業振興課長。

○農業振興課長（矢野潔課長）言われるとおり、貰える人と貰えない人がありますから、当然そういった格差がございます。感情的なものも当然出てくるかなと思いますけれども、やはり全体を沼田町全体を考えて頂いて、本町の農業振興。そういう観点から、協同取り決め分についても、そういう中で理解を得て取り組んでいきたい。

また、これは農地管理者分として基本は2分の1の4,000円が交付される訳でありますけれども、ちょっと考え方でありますけれども、直接それをもらって営農の一部に、所得の一部に補填をしても、手当てがある限りは良い訳でありますけれども、中々農業振興が図られない。そういう観点から、2分の1の手取りは、一定の中で示されておりますけれども、皆さんが相談して更に4,000円のところを2,000円の手取りにして、2,000円を更に拠出してみんなで協同事業を、農業振興のためにやっていこうと、こういう事があればそういう中で勿論農業者の手取りは少なくなる

訳でありますけれども、そういう中で同意形成の中で取り進むべきと考えております。

○議長（吉田好宏議長） 2 番。

○2 番（野 道夫議員） - 再々これも課長に聞きたいのですが、ここに水路農道の管理という事が出ておりますけども、これについてはおそらく色々改良区の方からとも協議されているだろうと思いますが、是非ひとつ私、改良区も大変だろうという感じもするので、水路農道の管理面も合わせてひとつ協議し考えて頂きたいなと考えております。以上です。

○議長（吉田好宏議長） 次に、2 番。職員による出前講座の全面実施についてを質問して下さい。

1 6 時 0 0 分 大沼議員 退室

○2 番（野 道夫議員） 職員による出前講座の全面実施についてという事でございますが、行政マンの専門知識を活用し、町が行っている各種の事業や行政メニューを多くの町民の皆さんに理解をして頂くもので、町民の皆さんの行政に対するニーズは大変多く、全町的に取り組みを求めます。

このことを通じて、生涯学習活動の支援ともなり、また、町づくりなど町政への関心も高めてもらう機会にもなりますが、開かれた町政を目指す町長としては有効な事業であると思いますが、実施に向けての町長に対してお伺いをしたい。

私、これを出す前だったか、出した後だったか、沼田町の第4次プランの中で社会教育が主管で、出前講座を行いますよというようなものが入っておりました。ですけども、主管が教育委員会の社会教育であれば、一般職の役場の職員さんを振り回すという訳にはいかないだろう。ですから、社会教育じゃなく町職員という事でやればもっと幅広く、町民に出前の講座が出来るじゃないかということなんです。

これは、生涯教育の中で色々とお出前講座とか何かというのは、生涯教育の中で色々あちこちでやっておられるだろうと思うけども、これはやはり社会教育じゃなく、社会教育は役場のあれに入るのかな、教育委員会の中だと思うのですよ。ですから、これを出来たら私は役場の町職員さん達、教育委員会も入りますけども、そういう名前の出前講座というのはどうでしょうかと思ってお聞きするんですけれども、町長ひとつお願い致します。

1 6 時 0 1 分 大沼議員 入室

○議長（吉田好宏議長） 町長。

○町長（西田篤正町長） これも考え方といいましょうか、捉え方なんではしょうが、社会教育の生涯学習の一環といえればそういう位置付けも出来ますし、あるいは私もという広報公聴活動といえれば、またその位置付けも出来るのだろうと思うのですけれども、今回は何か予算の段階で社会教育の生涯学習活動の一環としてやりたい

という事で予算もそういうふうには編成されているようでありますから、勿論、教育委員会と私どもと行政のあれは違いますけども、全面的に私どもも協力しながらです、町民の皆さんが是非活用して頂いて、そういう機会が多くなればというふうに願っておりますので、宜しく願いを申し上げたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） 2番よろしいですか。次に、3番、新農業活力プランにおける沼田農業の方向性について、質問して下さい。

○3番（室田俊朗議員） 3番、室田でございます。新農業活力プランにおける、沼田農業の方向性という事で、4点ほど質問させて頂きたいと思います。先ほどそれぞれ、杉本議員と町長の1時間以上に及ぶ質問・答弁の中で、かなりの部分が重複しておりますし、私自身かなり聞き取れないところがありましたので、多少質問の中身が重複した場合は、答弁して頂かなくて結構でございますので宜しくお願い致します。

今回、第4次沼田町総合計画、新世紀プラン沼田21の基本構想が各委員会に示された訳でございます。その中で、農業活力プランが提案されておりまして、中身を見ますと新しい農業政策の必要性和、それと共に農業者の創意工夫、自助努力が実は謳われております。今後、実施計画の策定に向けてはそれぞれ行政、農業団体を中心に開始されるものと思っておりますし、今後の沼田町の、新農業振興計画の中でも検討されるものと思っております。

まず第1点目の、国・道の新たな農家経済対策と沼田町新農業活力プランの整合性の関係でございますけども、平成12年度から中山間地域の直接支払い制度が実施されまして、先ほどから話がありますように平成13年には、新たな農業経営対策が検討に入りまして、既に2月に研究会が発足されているところでございまして、7月か8月には、その大綱は報告されまして平成14年のそれぞれ国の予算の中で、予算措置がされるのかなという非常に期待をしております。

なにか我々の農業経営も、1点の明るい方向が見えたのかなという安堵感もある訳でございます。それと共に、本町においてもそれぞれ農地流動化基金の創設等を初めとする、農業総合対策が出ております。こういった中で、ここ4、5年が我々農政の大きな転換期だと思っておりますし、最後のビッグチャンスではないかなと考えております。こういった中で、実施計画の策定にあたっては沼田町の農業の将来性、方向性について、しっかりした形で報告をして頂きたいと思っておりますし、また、地方分権の中で、他町・他に遅れることなく有利な施策、資金等十分活用した中で、将来の方向が見える実施計画を示して頂きたいと思っております。訳ですけど、この辺町長どのように考えておりますか、ご質問致します。

第2の行政、農業組織団体及び農業者の問題意識の統一という事でございまして、非常に農産物価格の下落の中で、農民の意識としては何とかしなければという非常

な危機意識と共に、どうしたらいいのだろうという先行きに対する不安感がある訳でございます。そういった中で、非常に今日農業をめぐる施設等が非常に複雑になってきているのが現状でございます。特に米の流通、畜産物の流通、また今ほどありました中山間の直接補助の関係、また、転作制度また、金融制度の関係と非常に内容・手続き等が非常に複雑怪奇になっておりまして、そういった点では、いま農業の問題は何なのかという原点に帰って、行政・農業団体組合員の問題意識の統一を再度確認する必要があるのではないかと思いますので、その辺についてどのように考えておられるかご質問致します。

それと第4点目の、マッピングシステムの導入でございますけれども、この関係は農地管理システム、圃場管理システムという事で別名でございます。従来の紙の台帳ではなく、目的にあったシステム技術を用いて各圃場ごとに、所有者、面積、土質、品質この外にまだ色々ある訳でございますけれども、これらのデータを入力致しまして有機的に結びつけて、農地の集積、流動化、転作状況、圃場管理等に有機的に利用できるものでございまして、これは今までの紙ではなくて、数字または数値、それを地図の上に色を付けて表示できるようなシステムで、その中から自分の必要な部分だけをデータとして取るものでございまして、沼田町の土地改良区におきましても、それぞれ全システムは入っておりますが、実は一部のシステムが入っております、用排水の管理、また〜〜〜事業等に実は有効に利用されております、これも部分的でございますけど将来的には全面的に利用になろうかと思ひますし、また、長沼町におきましては、このシステムと衛星リモートセンシングを併用致しまして、蛋白の含有率の推定、また小麦の植生率の推定等に使われておりますし、おそらくこういうシステムというのは先ほども話のありました、中山間の関係に当然使えるシステムでありますし、町のそれぞれ振興計画、また自立促進市町村計画また、新山村振興計画の中にも十分取り込めれるシステムだと考えている訳でございますけど、町長のお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。以上でございます。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）ご質問の1点目の、安定対策と新農業活動プランの整合性とありますけれども、ご質問の今転換期で非常に大事な時期だというのは認識は一致しておりまして、私どもやはり今、商工業といいますか、その施策の中で農業をどう守るかという事が、当面の緊急課題だろうという考え方で、例えばその組織の中でも企画室を設けたり、先ほど申し上げました農業振興対策室を新たに設ける。非常に農業関係者以外の方から見ると、非常に農業ばかり軸足を置いているのはいいかと言われるくらいがないではないのでありますけれども、私どもは今、冒頭申し上げましたように非常に大事な時期だという事を認識をしまして、当面の間ご理解を頂いて、そういう体制でそれぞれ新しい国の施策ですとか、町の考え方をどうす

るかという事を、しっかりと整合性といいますか時代に合ったものを作っていかなきゃならない。そんな思いでそういう体制をとっておりますので、新たな今の経営安定対策も間もなく出るという事でありますから、そういうものが出ましたら、それなりに町の総合計画も臨機応変に対応しながら、あれは総合計画というのは根本に係る部分だけを大まかに議会の議決を頂く事でありますから、その細部にわたる部分については、それぞれ見直しをかけながら、ローリングする事になっておりますけれど、それにこだわらず、新しい施策を展開して何としてもこの大事な時期を乗り切っていきたい。その事が、将来沼田町の農業の確たる地位を築くために、必要な事だろうというふうに思っておりますので、ご理解頂きたいと思います。

それから、農業の危機意識といいますか、そういうものの統一性といいますか、そういうものが必要なだろうというふうに思いますが、申し上げましたように、農家の皆さんが胸中を開いて色んな相談がされるべきだと思うのです。役場も入りにくいかもしれませんが、中々そういう直接そういう意識を持って、相談に来られるというのは少ない。やはり、農業振興対策室を設けるというのも農家の皆さんがそういう個々の小さな問題でも、土足のまま来て相談をして、そうなのかという思いで帰れるといいますか、帰った後にまた、追っかけその担当する室の職員、普及センター、色々連携をとりながら現場へ出かけて行って、農家の皆さんと時下にお話し合いが出来る。その事が一番大事なのだと思うのです。という事はやはり、農業経営そのものを十分理解をしていない農家の皆さんも全くいない訳ではないと思うのです。その事を色んなデータで示したり、色んな過去の経営状態等を分析しながら、膝を交えて話し合いをしてその中で、お宅の農業経営というのはこうだということを知ってもらう。そういう事を繰り返しながら、その人の危機意識といいますか、そういうものをきちっと持って頂いて農業経営の改善に努力をして頂く。そのことが私どもとしては、総合窓口を設けるという事も大きな狙いのひとつでありますので、是非多くの農家の皆さん方が、そこを訪れて相談に乗る。この制度を作ってくれてあり難かったと言われるように、私どもも努力しなければなりませんけども、農家の皆さん自体そういうふうな努力もお願いしたいと思います。

なお、それぞれ農村出身の議員の皆さん方につきましても、そういう意図で窓口を農協あるいは町、あるいは改良区と相談しながら、折角作っている訳でありますから地域で、それぞれの皆さん方にその主旨をご理解頂くような努力もまた、切にお願い申し上げたいという所であります。

それから、マッピングシステムの関係につきましては、室田議員さんおっしゃいましたように、中山間、先ほどの事業も取り組める訳ですねそれで、もしそういう事が農家の皆さん方の、全員の創意がとれるとすれば、これは私どもとしても早急に取り組みをしていきたいと思っておりますのでご理解頂きたいと思います。

○町長（西田篤正町長）はい、3番。

○3番（室田俊朗議員）一再— それでは、再質問させていただきます。先ほども申しましたように、非常に補助事業というのは、それぞれの事業が難しくて、中々農民自体が解釈できないという部分がかなり多いんです。例えば今の転作奨励金の関係、またこの中山間の関係も、この23日にそれぞれ農家の方に説明するのであると思うんですけども、中々今日的に分からないように作ってあるのか、分かれたら困るのか、かなり難しくなっていて、かなり回数をまめに足を運んで、農協や役場に来ないと最後まで理解出来ない問題が非常に多い訳です。そういった面では、これからの会議の中では、課長さんもおられますし、農協のそれぞれ部長さんが、すこしでも分かりやすいような方法で、組合員に、農事組合長に説明して頂きたいなと思っております。

それと、先ほど杉本議員も言うておりましたけど、是非とも実施計画においては、非常に短期間で作られた基本計画だけに、是非とも夢のある将来性のある実施計画を作って頂きたいなと思っております。この関係は、答弁はよろしいです。

それと、今のマッピングシステムの関係ですけど、実はこれは道内各地、道外でもかなり使われているんですけど、この関係は特に農業関係だけではなくても使える道がある訳でして、その一つが、あまり農村部では使っている所がないのですが、消防緊急支援システムというのがありまして、大都会ではかなりの消防署に実際に入っておりますし、この関係をどうやって利用しているのかというと、このマッピングシステムとN T Tのナンバーズ・ディスプレイ、それとナビゲーション・システムを連携させまして、電話が来るとすぐその場所が分かるというような状況になっておりますし、場合によってはそれぞれ個々の情報を入れておけば、それぞれの情報が一目瞭然でディスプレイに出てくるというシステムでございまして、これら後どういう所で使っているかといいますと、独居老人の関係の緊急システム関係に使っているところ、また町の危機管理の関係でもボタンを押すと、その必要な地域が一面に図面に出てくるということで、かなり利用範囲がある訳でございまして、そういう事も考えて是非とも導入してほしいなと思う訳です。その辺、どういうふうに考えておられますか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）お話ありました、消防の緊急支援システムですとか、独居老人の安否を気遣うためのシステムですとか、色々な方法が他にもまだありますので、今ご提案あった件についても十分内容を検討させて頂きまして、最終的にはやはり農家の皆さんの理解を得られるとすれば、今の中山間事業というのは非常に良い事業でありますから、その点も考慮にしながら、進めたいと思っておりますけど、いずれにしても今、早急に1年、2年の間とは言いませんけども、農家のファック

スですとか、今の防災無線などにつきましても、対応年数がやがて近い将来くることとなりますので、総合的に全町を網羅した情報システムといいますか、そういうものを早急に検討していかなければならないと思うのです。それは今、私どもとしても、新しい年度は検討してまいりますので、その中で今ご提案ありましたマッピングシステムについても、あわせて勉強しながら関係機関とも十分相談させて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか、はい。それでは次に7番、橋場議員。学童保育の開設準備について、質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）学童保育の制度化が、1998年の4月に法制化された訳です。当町でも、生涯学習センターが出来ましたら解説することになっております。それで、法律の中には具体的ではないのだけれども、課長通達の中では、学童保育の事業の中に、第1に、放課後児童の健康管理、安全確保、情緒の安定。2番目に、遊びの活動への意欲と態度の形成。3番目に、遊びを通しての自主性、社会性、創造性を養う事。4番目に、放課後児童の遊びの、活動状況の把握と家庭への連絡。5番目に、家庭や地域での遊びの環境作りの支援、その他放課後児童の健全育成上の必要な活動というのが通達で出されている訳です。

そうしますとこれは、ただ単に放課後の子供を怪我無く遊ばせておけば良いというような、単純な仕事ではないのです。そういう事から言うと、これは相当きちっとした体制を作らなければならないと思う訳です。先ほど言った、6点の問題をやるとすれば、複数の指導員の配置をしなければならないという事も出てくると思います。ところが全体として、指導員はこれだけの大事な仕事があり、専門的な知識がいて、資格が要るという事まで決められている訳なんですけど、非常に身分が不安定な状況になっているんです。それを、本町ではどういうふうな形で指導員を選任するのか、その点についてお聞かせ頂きたいと思います。

それから、対象児童の範囲ですけれども、一応小学校に就学している概ね10歳未満という事が、一応規定されているのだけれども、その他の通達の中で、要項の中で、10歳を超える児童も加える事も出来るとなっています。ですから、当然小学校10歳以内という事であるけれども、事情によってはやはり4年生、5年生も範囲に加えなきゃならないだろうと思う訳です。そういう事について、どうおいうふうに考えられているか。

それから、開設日と時間の問題です。実は、官庁は土曜日、土日休みになりますね。しかし、一般的な職場にいる親の場合、児童の父母が土曜日も働いているという状況が普通なんです。そうなれば、土曜日の開設をどうするか。それから、時間的にはやはり、6時を過ぎないと親が迎えに来れないだろうという事もあって、それらを全部勘案しまして、開設日、時間を決めなければならないだろうと思うので

すけれども、どのような方向でやろうとしているかお聞かせ頂きたい。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）ご質問の学童保育につきましては、教育委員会と福祉の方との関連でありますけれども、具体的にはまだ全然検討していないのです。それで、今の生涯学習センターがおそらく、1月からオープンできるのかなと思っておりますけれども、1月にオープンしたとしても、橋場議員言われるように専門的な資格・知識といいますか、そういうものを持った人を年度の途中で雇用するという事は難しいと思いますので、学童保育については、新年度の4月から実施をしたいという意向で今の所考えております。

言われました、今の色々な身分ですとかありますけれども、この辺についてはやはり、学校の先生を退職された方を、一定の条件で雇用する以外に方法が無いのかなと思っており、新規でそういう免許を持った方を入れればいいのですが、町の財政負担もかなりになってまいりますので、そんなような考え方で、新年度であればそれぞれの先生方の退職に合わせて、公募も出来るかと思っておりますので、そういう体制で進めたいと思います。

あと、対象ですとか具体的な無いようににつきましては、教育委員会とまた十分今後詰めて、9月か12月の定例会に提案させて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）7番。

○7番（橋場 守議員）先ほど午前中の杉本議員に対する答弁が、とても早口で、それから町長の身長が高いものですから、マイクのところまで距離があって、大きな声でゆっくり話してもらわないと聞こえてこないのです。それひとつ、宜しくお願い致します。

学童保育についてはまだ、時間がありますのでこれから計画を立てて行く上では、やはり法律に基づき、あるいは要項を十分に調査し、勉強して対応をとって頂きたいと要望しておきます。次の問題。

多雪地帯のわが町においては、克雪から利雪にするという事では、町全体の政策としては大変良い事なんですけれども、高齢者の家の前の雪については、あくまでも克雪なんです。そういう事で、福祉問題ではこの雪の問題が大きく係ってくると思うのです。社会福祉協議会でもって、高齢者住宅の前の、玄関の除雪やなんかしているんですが、最近非常に行くのが遅いのです。それから、昨年までは無料だったのが、今年から、今年度から、去年の12月から、1戸当たり500円徴収されるということになっています。これは、社協が勝手に決めたのかどうか知りませんが、あくまでも町がやっている事業でありますから、これ500円徴収するというのはどういう訳なのかなと思っております。これについて、どうなっているのか、お聞かせ頂きたい。

それから、車道の除雪によって、柔らかい雪がふわっと門口のところに入ってくるのは良いんですけども、春先になってグレーダーで早く舗装を出すという事で、削っていく。それはもう、大変重い雪がどんと置かれてしまうのです。これの排雪というか、処理について、深川や芦別でやり始めています。沼田町より雪の少ないところでやり始めていますし、しかも沼田は過疎地でありまして、それほどたくさんの方がいないと思います。例えば、70才以上の高齢者の世帯、そして十分排雪が出来ないという人を、基準を決めて、機械でその部分だけ、寄せた部分だけ排雪してやるというような、そういう方向をやる考えがあるかどうか、お聞かせ頂きたい。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）順番がちょっと違うかもしれませんが、先ほど500円という料金の関係につきましては、私ども手に入っている資料によりますと、介護保険が4月から実施されておりました、介護保険の負担の割合と同じ1割負担をして頂いているというのが実情のようであります。ただ、それぞれ介護保険についても払えないといいますか、負担に耐えられない家庭もありますので、そういうような家庭がこの中にあるとすれば、また考えていかなければなりませんけど、実情はそういう実情になっております。

それから、雪を一時よけるという関係でありますけど、大変今年も勿論そうでありますけども、沼田の高齢者の方をみておきますと、大変な思いをしている実態は承知しておりますので、今年の冬に向けて、ちょっと検討させて頂きたいというふうに思いますが、問題はその門口を空けた時に、その雪をどこに持っていくかなんですよ。そのよけた雪を、横に置かれると、この雪ですから1日や2日経つと、それこそロータリーでまた排雪をしなければならないという事になると思いますので、その辺どういうふうにしたら良いか、ちょっと実施するしないは別にして、それも含めて検討させて頂きたいというふうに思います。とにかく、私の前もそういう体の不自由な方、あるいはお年寄りの方だとかおきまして、近所の方が朝6時前から自分のロータリーを引っ張り出して、全部家を空けてあげているんです。そういう実態を見ると、これにばかり頼っていても良いのかなと、今橋場議員さんが言われるとおりの思いをしていますので、前向きな方向で検討させて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、7番。

○7番（橋場 守議員）時期的に今ごろ、これからが一番大変な状況なんですよ。それで、タイヤショベルの前にダンプを1台置いておいて、2台連ねて行って、タイヤショベルで上げて積んで行って、そしてその車が一杯になったら、投げてる間にもう1台やるというような、そういう方法でも十分出来ると思うのです。そんなに対象となる数ありませんから。そういう事をひとつ考慮に入れて頂きたいなと

思っています。

それから、500 円の件が、介護保険の制度という事で、益々あの介護保険の制度というのは老人いじめの法律だなというのが実感させられてしまいましたね、まあ分かりました。それでは、次移ります。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○7 番（橋場 守議員）町職員の採用についてですけれども、町職員の採用に当っては、必ず公募しなければならないと思うのですけれども、聞くところによると、今年公募無しに採用があったという事を聞きました。もし、これがそうだとすれば、これはやはり大変な問題だと思うのですけれども、どういう経緯で、どういう理由だったのか、まず最初にお聞かせ頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）全体の職員の採用に関する事項の中で、一般職という通常言う事務職員につきましては、管内の市町村で統一試験をやっておりますけれども、それ以外の、例えば消防職員ですとか、福祉専門職員、あるいは技術職等につきましてはこれは、市町村統一試験ではないのです。それと、今、橋場議員さん言われました全てが試験という事ではありませんので、誤解のないようにお願いしたいと思いますけれども、これは地方公務員法の 17 条。17 条だと思いますけれども、そこには試験又は選考という言葉で表現されていまして、それは採用側の裁量権というのがありまして、それは競争試験でなくても良いのですという事の規定がある訳でありますから、おっしゃられるとお法律に違反しているという事ではなくて、そういう特殊な事情については選考で構いません。

これは従来とも、保健婦の採用ですとか、色んな場面でそういうような採用条件をつけてやっておりますので、その辺もご理解頂きたいと思いますけれども、今回、おっしゃられるのは運転をさせるための、職員の採用の件でありますけれども、これは非常に複雑な問題でありまして、例えば私の覚えている範囲では、私の前は千葉助役で、その前は藤江助役でありますけれども、その 3 代、私もひっくるめて 3 代の助役をみても、運転業務の職員をどうするかというのは非常に大きな課題でありました。例えば、一般の事務職員から運転手に止む無く転換をさせて、運転業務につけさせたり、そのことによって、こういうことは言ってはあれかもしれませんが、本人が非常に将来に渡って不安を抱かなければならない状態になる。事務的なことが殆ど出来ない訳ですね、運転業務に携わると、そういうような経過があったり、例えば私は各課でそれぞれの仕事の内容によって、その課で運転をしてくれたら良いのかなという事で、それを一時就任以来やった事があるのですけれども、これもまたその度に日常の業務を離れて、運転を各課の誰かがしなければならぬ。これもまた、大変な事だという事で、各職場からそれを早く解消してくれというお話があ

りまして、それで止む無く、止む無くと言うと失礼ですけども、それで代替としてバスの運転をされている方を、公用車の運転業務にやって、～～～な時はバスの運転をして下さいという併用策でやったんですけど、これも本人の色々なあれがありまして、退職されたという経過もあります。

それと、私の町長公用車の運転をしているという運転手は、夜の遅い時期から朝の早い時期、あるいは土曜日曜関係無く走り回るものですから、そういうような関係から、やはり特定の専門の職員でないと中々それをやる事ができない。それと、職員の中から、今度変わったら誰が運転させられるのかという不安感が広がってしまった。色々な要素を考えた時にやはり、自分の公用車の運転手という事で、申し訳無いけどもそういうことをしなければ、専任の職員を置かなければ、中々臨機応変に物事が動いていけないのではないのかという事の助言もありまして、今回採用する事にしたのでありますけども、特に公用車というのは町長室の中と同じでありまして、お客さんが乗ったり、色々な会話をしたりなんかする。その事がまた、外部にその事が漏れてしまっては困る。そういう事もあったり、色々な事情を考えた時にやはり、きちっと適格者かどうかという事を判断して採用しなければならないという思いがありまして、今回は暫定的に臨時で、今の採用した者を5ヶ月間そういう事を言い含めまして、そういう動向を確認し、採用に当ってはそれぞれ正規の面接を受けさせまして、正規の手続きでそれぞれ採用させて頂きました。

この事は、臨時でずっといけば良いのでありますけども、さっき言いましたように、この間の吹雪の中も走ったりするものですから、事故が起きた時の保障の問題ですとか、色々な問題が絡んでまいりますので、その事でより安全といいますか、働きやすい環境を整えるためにも本採用をしなければならなかったという事も、ご理解頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、7番。

○7番（橋場 守議員）一再ー 町長の弁明というのを聞かさせて頂いたのですが、全くそれは理由にならないと思うのです。例えば、4月の年度変わりの採用は、統一試験とか何とかでは良いと思うのです。そして、試験で採用しても良いし、選考でも良いという事になっているというけども、私は別に選考する事が悪いと言っているのではないのです。

何故、選考するのに多数の人を公募して、その中から選考しないのかという事なんです。私、色々事情聞きましたけども、公用車の運転で大変だという、適格者かどうかというのは大変だというけれども、たくさん人を集めないで、この人だけが適格者だという事は、だいたいおかしいと思うのです。もっと優れた人がいるかもしれない訳ですよ。

私、旭寿園の寮母さんの事で、設立の当時正職員と臨時職員が採用されたんです。

その中で、その当時の園長さんの職員の約束の中で、4月の年度変わりの時に採用する訳にはいかないけども、途中で欠員が出来て大変な状況になったら、貴方方も正規の職員にしますよというような約束があったんです。時代が変わって、色々に移り変わるのは分かるんですけども、そういう形の中で、臨時職員が二人だけは本採用になったんですよ。そういう時期がずっとなくて、途中で正職員が大変なんです。寮母さんというのは、起こすのに腰を痛めたりなんかして、耐えられなくて辞めていく人がいるんで、途中で職員が足りなくなる事があるんですよ。そういう時期がありまして、二人は正職員になったんです。その時四人いた人の内、もう二人の人が順番が来なくてずっと採用になってなかったのです。ところが或る時、正職員の寮母さんが辞めたために、欠員が出来て大変だったんです。ところが、臨時職員の方は夜間勤務やそういう事ができない事になっている。正職員の人達がひどい重労働に耐えながら勤務についていたのです。とても大変だということで、ひとつなんとかそういう約束もあったのだし、採用させてもらえないかという、その本人達ではなくて正職員の側から、補給してくれという事があったんです。それが私、西田現町長のところに行って、こういう事情だよと話したら、それは出来ませんと一発で断られたんです。そういう本当に大変な時期に、そういう採用がされなかった。

それからもう一つは、4月に採用された職員が、総務の職員が、突然退職してしまったんです。その当時、議会議事録をたくさん作らせなきゃならないという事で、議会の方で、今の職員二人じゃ議事録が遅れて大変だから、一人臨時の人でもいいから、ちゃんと議事録を作るような手配をして下さいという事を何度も出ていた。やっと、その人が配置されたんだけど、この途中で辞めていった人がいるため、その補充として、議会事務局から外されたんです。実際には、議会議事録を作る時期になったら、回してくれば良いのだけれども、そんな余裕がなくて何時までもずっと、それこそ議事録が何年も滞ってしまったんです。

こういう時でも、中間採用をしていないのです。今度だけどうして、そういう中間採用で、公募もしないで臨時で使ったからといって、採用されるのかという、とても私じゃ理解できないのです。そういう事は、どういうふうに考えておられますか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）私は初めて聞くんですけど、その退職をした時に中間であれば、正規の職員にしてあげますというのは、初めて聞いたんですけど、まあそんな約束はおそらく理事者は誰もしていないと思うのです。ちょっと不可解なんですけど、そういう事実は無いという事をご理解頂きたいという事と、それと前にも申し上げましたように、今、高校の問題だとか色々な地元採用というのがありまして、

その場合にやはり各施設の運営もありますけども、各施設長にこの体制で十分対応してやっていけるかどうかという確認をしている筈なんです。私が直接している訳ではありませんが、それぞれ助役なら助役の立場で、それぞれ確認をして、施設長、管理者が了解のもとに、そういう運営をしている訳ですから、それを今そういう時に採用しないで、どうなのだと言われましても、ちょっと私としても答えようがない。そういう事実であれば、その施設長がやはり、そういう状態なのだという事をもっと助役なり、総務課長なりに言って頂く事によって、例えば中途採用で資格の持った人、年齢構成だとかあるいは、その資格の構成だとか色々ありますので、そういう要件を加味しながらやる事になるのではないか。ただ、ずっと臨時でいる人をそのまま採用するという事は、従来とも特養でも養護でもそういう事はあり得ないだろうというふうに思いますのでご理解頂きたいと思います。

それから、議会事務局の関係につきましては、これもちょっと申し上げていいかどうか、記録からはずしてほしいんですけど、これはその状態になったから総務課に持って行ったのではなくて、本人から議会にいた職員とのあれがありまして、そこではとっても勤めていれない。退職をしたいというお話が、申し出がありまして、私どもとしては、それなりに馴れた臨時の方でありますから、そういう事を言わないで総務課の所にて、議会の議事録を整理することが出来ないだろうかという事を申し上げましたら、それならばやっていきたい。そういうお話で私どもはそういう配置をした。ただ、最近聞きますと総務課の仕事ばかりやって、議会の議事録を整理しないというのは最近聞いたんです。これは、私ははっきり議会事務局長と総務課長に、そういう事をしなさいよという命令をしている訳ですから、そういう事実であれば私は両方の管理者に適切にやるようにと指導していかなければならない。そんな事をまたお聞かせ頂いた訳であります。

それと何故途中でという事は、先ほども申し上げましたように、年度はこういうふうに切り抜けて行きたいと言う事で、各課で職員でローテーションを組んで回してもったり、それからそれが駄目だという事になったものですから、それじゃあバスの運転手を切替えましょうという事でやった。それをしたが、途中で辞めてしまった。そういう事を繰り返してやってても、実際に私も仕事にならないのです。出掛ける時に、運転手がいらない訳ですから。それはやはり回りで見てて、止む終えないだろうという判断で、おそらくそういう勧めがあつて私も了解した。その時に、橋場議員言われるように、たくさんの公募の中からやれば良いというのは、確かにそうだと思うのですが、実際にそれじゃ雇った時に本当に適した人なのかどうかという事が、大変な問題だろうと思うのです。

確かに公務員法では、6ヶ月間は臨時任用ですというのがあるんです。正規に雇ってから、6ヶ月間は免職を出来るという規定があるんですけども、通常の小さな

事といえますか、そういうトラブルでその事を拒否できるような、使えるような条文ではないと思うのです。重大な本当の欠陥があれば、精神的な欠陥だとか肉体的な欠陥だとか、色々業務に重大な差し障りのある場合については、それを適用できますけども、少々の事でそのことの適用は難しい訳であります。そうするとやはり、十分人格だとか、行動だとか、そういうものを見ながら、口の堅さだとか、そういう事を確かめながらやらざるを得なかったという実情をご理解頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） 7 番。

○7 番（橋場 守議員） - 再々 - 旭寿園の事例は、これは設立当初ですから、そういう実態があったというのです。その後、時間経った中でそういう事が園長どんどん変わりますから、変わった中で、園長だけでなく町長も変わってしまいますから、これは後でそういう事が本当にあったのかなという事になるかも知れませんが、それと議会事務局の問題聞きました。だけれども、他の人を何故回して来なかったのかという事なんだよね、議事録ほとんど出来ていないような状況を野放しにしておいて、ある人が、そういう事で行けないという事であれば、その人が下にいて仕事をしていたのだから、別な人を回せた筈なんですよ。そういう事もなかった。それはまあ、いいんです。

事例については、こういう事もあったという事例だけれども、あくまでやはり、町長にしても助役にしても、もう相当社会的な経験も積んでいますから、何人か来て頂いて、その中から本当に適格者かどうかを見定められないとなったら、ちょっと問題があるんじゃないですか。やはり色んな事を審査して、ちゃんと西田町長にしたって助役にしたって、そういう適格者を見定めるだけの見識を持っていると思うのです。ですから、色々言われているけど、私はどうしても納得出来ない。これは、今後絶対そんな事無いようにしてもらおうと言うしかないと思う。実際採用された人の人格もあるし、それから試しの使用期間6カ月もあったですか、3ヶ月じゃなかったですか。（町長：「6ヶ月です」）はい、そういう事を、二度とこんな事が無いように私、議員協議会の中で、ある議員の人がこういう事を言ったのを、この人の死ぬまでの収入はなんぼだと、そしたら~~~~~というような話ありましたが、それを聞いてそんな事考えにも入れなかったし、そういう考え方もあるのかなと思って非常に感心したのですけれども、この事は、ここでは発言しませんが、やっぱり、今回のような事が二度と起こらないように、ひとつやって頂きたいなと思います。今後無いような事で、確認できますか。

○議長（吉田好宏議長） 町長。

○町長（西田篤正町長） どういう事態になるかというのは、予測もつかないですから、全ての物事について 100%約束は出来ませんが、私はやはり自分の政治姿勢といえますか、そういうものから考えて、やはり町民の皆さんに分かりにくいあれ

だったのかなという事は、私自身も今反省しておりますので、より慎重にそういう物事の取り扱いをさせて頂きたいと思っております。

ただ、橋場議員さんちょっと失礼なあれですけど、議員さん言われるように、私どもが見て間違いないという事は、それは 100%そういう事があり得なくて、先ほど話に出ました 4 月に採用しても 1 カ月も経たないうちに、もう自分の部屋から出てこなくて出勤も拒否したと言う過去の例もありまして、やはり色々なその、あれがあるんですよね。より慎重にやっているつもりでありますけども、やはり中にはそのようなケースもありますので、色々そういうような事も十分反省しながら、十分町民の皆さんが理解を頂けるような、そういうような姿勢で臨みたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）次に、同じく 7 番。白樺館の改善について質問して下さい。

○7 番（橋場 守議員）ここに書かれている問題は、実際には事務的にやってもいいのですが、やはり予算が伴う問題なんです。ちょっと大きい予算が伴うので、やはりここでやっておかなきゃならないなと思ひまして出しました。何度も色んなところで言っているんですけども、丁度浴場に通う通路のところにイスを配置しているものだから、丁度バスの到着時間、迎いのバスが来る時間頃になるとビッチリあそこに座っているんです。椅子があるから座る訳ですよ。そういう時期に風呂に行った人が、ちょっと調子悪いなという感じで、行けないものだから、度々そうになるとやっぱり沼田の風呂には行けないという事で、北竜町の風呂だとかああいう所に 1 年券を買って、通っている人もいるようなんです。

例えば今、ゲーム機械を置いている所をちょっと改造するか、あるいはどこか別な所に置くとか、カーテンを掛けるとか、何とかしないと他から泊まりに来たお客さんも、ああいう所をみたら、あれなんだべなと思うのではないかと思います。やはり、よそから来たお客さんが、また来たいような状況を作るためには、早急に改善した方が良く思うのですが、どんなものでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）建物を何回も改装していますので、中々難しいんですけど一方ではお年寄りの皆さん方、バスにすぐ乗れてあそこが良いという意見もあるんですね。ただ、行政執行方針で申し上げましたように温泉の経営状態も良くありませんので、抜本的に例えばソバですとか、うどんを白樺の古いところで食べれるような方法だとか、色々考えてやらないとならないんですね。その時に、全体の配置をどういうふうにするかちょっと考えまして、確かに私どもが風呂に入りに行く時には都合悪いんですね。ただ、バスに乗ったり玄関にお年寄りが出るときには都合が良い場所である。その辺もちょっと総体的に考えてみまして、いずれにしましても、ほたる館の新年度の運営も抜本的に考えて、取締役会にも提案しなければならないと思っておりますので、その折にそれも含めて検討させて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですか。それでは次に6番、山田議員。商業振興についてを質問して下さい。

○6番（山田英次議員）6番、山田です。商業振興についてお尋ねしたいと思います。本来であれば、商工振興という事で、商工会全体の事でお聞きすれば良いかと思うのですが、あまり幅広く聞いても時間も経ちますので、商業という事で限定させて頂いて、お尋ねしたいと思います。

第4次沼田総合計画の中にも、随所に商業に関しての意見が出ております。大変感心して読まさせて頂いたところなんですけれども、その中に総合店舗等の検討、それから消費者へのサービスの充実。こういうふうな事で、豊かで活力に満ちた産業作りの中に、商業の振興という項目がございまして、商業者への援助を充実するとか、経営の安定をするとか、個性的で魅力ある商店街をするとか、消費者ニーズに応えた商業サービスをするとか、こういうふうな表現で謳われているところなんですけれども、その他に駅前広場の整備事業だとか、中心市街地区の活性化計画の設定だとか、街並み整備事業だとか、商店街に関連した事柄がたくさん連記されているんですけれども、私達商業者から見て、町は大変関心を持って暖かい手を差し延べて頂いているのだと思っているんですけれども、どうも抽象的な表現が多くて、具体的な例がないというのですか、これを10年後にどうするのだと、片一方の方では4,800人の人口になりますよと、こういう明るいプランがございます。4,800人になると、今で言えば500人増えるんだという事ですから、よその町村は全部社会現象で人口が減るんだと騒いでいる折に、沼田町は10年後には4,800人になるのだから、まあ安心して商売してくれというような表現なのかなと思っているんですけれど、おとついでですか、支庁さんを商工会関係で、支庁の方の資料が出てきて私達に、こういうお話をされたんですけれども、沼田町10年後には2,600人の人口になりますよ、それから幌加内さんはなんぼで、妹背牛さんはなんぼでと、こういうふうなデータが出ておりました。沼田町の人口一人当りの購買力という数字が出て、全道では90万なんですけれども、沼田町では54万円、こういうような数字で、買い物が出で行くのが、沼田の場合は45%。沼田町で買い物をして頂けるのは55%というような数字が出て、私達もどれがどうやって会員さんの方に伝えて、沼田町が4,800になるのだから、明るい見通しでひとつ商業頑張ってくださいという事で、皆さんとお話を出来るのか、それとも道が示しているような2,600の方向に進むのか、これはやはりその地域住民というんですか、商業者も自助努力して一生懸命やらなきゃならないという事は、よく分かるのですけれども、なかなか1軒のお店やさんが一生懸命頑張っても、そういうふうな最近の商業環境の中を考えますと、そういうふうにはならないだろうなと思っております。ちなみに税務署さん、きちんとした資料は出さないんですけれども、口頭で私達研修に行きますと、10年の営業所得、

これが 328 万。それから、11 年が 375 万円。農業においては、10 年は 438 万、11 年が 448 万 8 千円。当然農業の方の所得が 1 戸当たりというのですか、当然 100 万円以上格差があって、商業は大変売上も少ないという事なので今後 10 年の長期に渡って、4 次の計画を見ますと、どうしても抽象的な表現なものですから、ひとつ具体的なお答えを示して頂ければなと思っているので、その点を町長さんのお考えをお聞かせ願いたいなと思っております。

○議長（吉田好宏議長）本日の会議の時間は、山田議員のこの一般質問が終了するまで、あらかじめ延長致します。町長。

○町長（西田篤正町長）ご指摘のように、商工業者の皆さんにとりましても、非常に苦しい環境にあるという事は、私も十分承知しておりますけども、率直に言いまして私どもが期待する、商工業の皆さん方からの声といいますか、そういうものが中々行政に届いてこないというのが実情かと思えます。

例えば、この 20% のプレミア付きを倍にしたという提案も、これはまさに予算の最中に私が提案した訳でありますけれども、そういう事を商工会自体が前向きに提案してくるべきだろうと思うのです。その事がないものですから、行政もどこの部分を重点的に支援していったいいのか、中々見えない面が正直言いますとあるんです。もっと出来うれば商工業の皆さん方、商工会を中心に色んなご異論を頂きまして、例えば私どもがやる中心市街地の活性化事業ですとか、駅前の再開発事業ですとか、そういうところにもっと意見を言って頂ければなと思うのです。

例えば今、空き店舗が出てきた、空き家が出てくる。それじゃその部分をどう活用したらいいかというような事もひっくるめて、商工会自体も考えて頂かなきゃならないのかなと思いますし、非常に消極的と言ったら失礼ですけど、どうも前に出てきてくれないという、そんな感じが率直にあります。

例えば、こういう事を言うと、商売上問題があるかもしれませんが、セイコーマートの進出の際も、セイコーマート自体は地元でやる事ができませんかという問いかけを商工会にしているというふうに私は聞いているんですけども、何故その時に何店舗か集まって、それだけのものを引き受けてやれなかったのか。今になりますと、農協も相当打撃を受けている、大きい沼田食品も打撃を受けている。それから小さいあれでは伊藤商店も、隣にいてそれこそ大打撃を受けている。そんな状況になっていると聞きますと、ちょっと先の見方が甘いのかなという気がするんですよ。そういう事もやはり、行政私どもとも十分話し合いをして頂きまして、その時に例えばの例ですけども、出資する金のなんぼかが足りないと、行政で支援してくれないかという事になれば、これは議員の皆さん方と私どもが十分論議をして相談させて頂いて、出来るだけの支援をする体制を組めると思うのです。ところが、そういうものが無いんです。

例えば、この模擬議会をやった時にあるご婦人から、こういう質問がありました。商店街で作っている、ＳＳ企画がある。商店の料飲店の皆さん方も非常に経営に苦しんでいると、何故ほたる館ばかり使うんですかというお話がありました。私はその時に、ほたる館を使うという事は結婚式の場合には町内外からのお客さんと呼んで、その呼んだ側の主催する側の親族の皆さん方の対面もあるんじゃないですか、やはり制服が揃っていて、ある程度の対応がしてくれる所をお願いをしたい。これが人情的だろうと私は答弁したんですけども、その時に、出来ればＳＳ企画でも、そういう制服を統一するくらいの意欲がないんですか、そうすれば個性ある地域づくりという補助金があってお金を出す事が出来るんですよ。そこまで言ったんですけど、以前としてまだそこが変わっていない。ですからもっとそういう面で、積極的にやって頂きたい。私どもやはり、今 11 年から商工観光室を設けたのも、やはりそういう所にもっと活力を与えて、商工会の皆さん方が役場にも相談に来る、それから役場も商工会と十分連携を取りながら、新しい施策が展開出来ないかという突破口を開くために、あそこに農業と同じように振興室を作って担当を作っている訳でありますから、その辺を十分活用頂いて、小さなものからやっていかないと、これは中々難しいのでないかなという気がするんです。

それと非常に大きいのは、それぞれあるでしょうけど、例えば商店の皆さん方も全て地元で購入している実態というのではない。中には、それぞれのデパートから購入されている方もいらっしゃるようでもありますけども、やはり、それなりの努力をして地元の消費にお互いに協力しあう自主性が必要なんだろうと思いますから、そういう面の喚起といいますか、町民の皆さんに地元購買を協力して下さいというのは、私も町づくり懇談会で色んな例をあげて、それぞれ町民の皆さんが協力し合ってやらなければ、沼田の町はバラバラになってしまいますよという事を訴えている訳でありますから、その辺も理解を頂きまして、是非商工会としてもそういう物の考え方を後提言頂ければありがたい。

町としてもですね、今、山田議員さん言われるように、具体的に何もないじゃないかと言われまして、それは具体的に多くのものは持っていませんけども、出来るだけ積極的に商工会の皆さんに協力頂けるような、地域の皆さんに理解頂けるようなものを、これから総合計画の中の細部に渡っての詰めが、まだまだ残っていますからそういう所で、色んな展開を知恵を絞ってやっていきたいと思いますので、是非お力を貸して頂きたいと思います。

1 7 時 0 0 分 大沼議員 退室

1 7 時 0 1 分 大沼議員 入室

○議長（吉田好宏議長）6 番。

○6 番（山田英次議員） - 再 - 今、ＳＳ企画の話が出ましたように、これは私が

直接あれするんですけども、確かに私達の業態では、蝶ネクタイをして制服を着て出るという、後継者といいますか、30代、40代の若い者が5、6人でもいれば、それは出来るんだと思うんですけども、それをいちいちその時の臨時を雇ってきてやっても、いた仕方ない事かなと、それだけの人を雇うだけの能力も無いし、これしか商売が出来ないんだという諦めの気持ちが先に走るのかなと思うのですけれども、どちらかというと商人というのは、昔から困ったと言う事は余り表現しないもので、何か泣くと鬼目が沸くとかいう昔からの伝えがあって、ニコニコニコして商売をする、いよいよもって困ったら夜逃げでもすればいいんじゃないかというような、まあ極端な例を言うと、そのくらいの気持ちで商売やっている方もおられるのかなと思うのですけれども、これからの沼田の町民として、そこに住んで生活するという事になると、やはりそれ相当の収入がなければ後継者を置いておくという表現ですか、後継者に後を継いでくれという事も出来ないのではないかなというような気がします。

ある懇談会の時に言われましたが、やはり店番をするのにも、60も70もなった年寄りが、いらっしゃいませと出るよりも、むしろ若い女性が出てきた方が物が売れる。それから電球も明るくした方が店舗が綺麗に見えて〜〜〜売れるよと、こういふのですけれども、実際に商売している方に見れば、電気一灯点ければ何十円かかるから、これはお客さん来ないから消してしまえとか、それから若い者はよそへ働きにやって、そっちの方から給料をもらった方が良くと年寄りあまり、使わないのだから収入が少なくてもいいのだという。そういう悪循環が今の沼田町の商工会、商店会になってきているのではないか、これも商工業者としては反省はしなきゃならないと思うのですけれど、実情としてやはり夜逃げをしたくないという事で投資も出来ない。まああまり持っているお金も出たくない。持っているか持っていないか私もちょっと分かりませんが、年間300万円しか所得が無い。その中方生活をするのであれば、おそらく食い込みがあっても蓄積にはならないのかなと思っております。

だから、そういう暗い話ばかりしていますと、本当にあんたらの努力が足りないのだと言われますけども、ちなみにプレミアの商品券は、前年度12年度ですか、55%は商工会。45%はJAの農協さんが販売したという結果が出ております。それから、11年度には1戸当り3万円の販売額だったのですが、そうすると額が小さいものですから、ほとんど食料品の方に回ったと、それから12年、今年の場合は一人頭5万円という事ですから、1軒で3人が買って15万円になったのか、20万円になったのか、それは分からないのですけれども、車検だとか大口の消費もして頂いたという明るい結果も出て、また今年も町の暖かいご理解を頂いて、8,500万円、総額で1億200万円のプレミア券が販売できるという事で、大変感謝しております。

だから私達も、自助努力で一生懸命やりたいんだと、こう思うのですけれども、どうも前の方の10年後のを見てますと、あまり明るいところが無いのかなと思ったものですから、行政としてこういう事をする、こういう事だからお前等は商売一生懸命やってくれという案をひとつ出して頂いて、それから町長の行政執行方針の中に指導する職員さんを、先生を派遣するから少し勉強せと、こういうこともございます。そういう事で、私達も真剣になって、今まで真剣でないという事ではないんですけれども、立場を変えてやはり駄目だ駄目だと言わないで、もう少し勉強していかなければ駄目なのかなと思うのですけれども、どうしても私達の会員さんは高齢者が多い。どこの町村もそうなんだろうと思うのですけれども、もう辞めて店を閉じてしまえばいいんだという会員さんが少し多いような気がしますので、ひとつ行政の方の暖かい手を差し延べて頂いて、こういうふうにしたほうが良いですよというご指導を頂ければなと思っております。これは要望になるので、ちょっと町長の意見を聞くという事にならないと思うのですけれども、再度具体的な何かありましたら、お聞かせ頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）具体的にまた、計画の細部に渡っては先ほど申し上げましたように、また意見を聞いて充実したいと思っておりますけれども、例えば私ども誘致企業の、チェックポイントなんかは町外から大分通っていらっしゃるものですから、沼田への定住促進というような事をお願いをしております。それから昭和についても滝川から人を雇うというお話を聞きまして、担当にすぐ出向かせてまして、沼田の住宅を利用してくれという要請をしましたら、快く引き受けて頂いたり、そんなような結果は非常に目にみえないような事が、効果に現れているのかと思うのですが、この時期珍しいんですよね2月に沼田町は前月と比較しまして、人口が増になっているんですよ。そんなような事もありますし、実際に沼田におられます色々な企業につきましても、出来るだけ沼田に定住して頂く方を、定住して頂くようにそれぞれの社長さんにもお願いをしたいと思っております。

いずれにしても、農業の厳しさあるいは、商工業の厳しさというのは私ども十分理解をしておりますし、なんとか打開をしたいという気持ちもありますし努力もさせて頂きたいと思っておりますので、そういう商工会自体の考え方、あるいは是非一緒に懇談をしてくれとかいう事であれば、そういう話し合いを持ちながら何か見出すような努力をさせて頂きたいというふうに思います。

いずれにしても、今、中心市街地の活性化の基本構想と、或は駅前再開発につきましては、やはり沼田の商店街をどうするかというまさに、10年後を見通した計画になるだろうと思っておりますので、その計画の折には今の、非常に元気の良い商工青年の皆さん方とも意見交換しながら、その中で取り組めるものは行政として積

極的に取り組んで行きたいというふうに思いますし、先ほど申し上げましたように行政が支援して、それに乗ってくれるのであれば、その事の支援も十分考え、視野に入れてやって行きたいと思いますので、宜しくお願いを申し上げたいと思います。

お互いにやはり、協力し合う事によって、初めて活性化が出来るものと思いますので、是非ご指導賜わりたいと思います。

(延 会 宣 言)

○議長（吉田好宏議長）それでは、お諮りします。本日の会議は、これで延会致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決しました。どうもご苦労様でした。

17 時 1 2 分 延会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員